

日程第1 一般質問

7番 小池 厚

（1）行政の指導性について

5番 中塚 礼次郎

（1）教育現場の状況と道徳・英語の教科化について

3番 松澤 文昭

（1）「農事組合法人みなかた」の事業方針と村の組織育成に関する関与及び農業以外の新たな事業の提案について

6番 柳 生 仁

（1）学校の諸問題について

（2）役場庁舎屋上の太陽光発電量の見える形を

8番 大原 孝 芳

（1）保育所で国歌を歌うという厚労省の指針について

（2）曾我村政12年を振り返って

出席議員（9名）

1番 高橋 昭 夫

2番

3番 松澤 文 昭

4番 鈴木 絹 子

5番 中塚 礼次郎

6番 柳 生 仁

7番 小池 厚

8番 大原 孝 芳

9番 村 田 豊

10番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

村長 曾 我 逸 郎

副村長 河 崎 誠

教育長 下 平 達 朗

総務課長 米 山 正 克

会計管理者 半 崎 節 子

住民税務課長 井 原 伸 子

保健福祉課長 中 平 仁 司

振興課長 富 永 和 夫

建設水道課長 小 林 好 彦

教育次長 座光寺 悟 司

職務のために参加した者

議会事務局長 菅 沼 元 臣

書記 松 村 順 子

# 平成29年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成29年3月8日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)  
ご参集ご苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。(「議長、動議」と呼ぶ者あり)
- 7番 (小池 厚) ありがとうございます。  
既に報道等で皆さん御存じのように、3月5日の午後、鉢伏山付近の山中に墜落し、9名全員が死亡した県消防防災ヘリコプター墜落事故で犠牲になられた隊員、ご家族、関係者の皆さんに対して、中川村議会として哀悼の意を表するために黙禱を提案したいと思います。
- 議長 賛成の方おられますか。  
〔賛成者挙手〕
- 議長 動議が提出されました。賛成の方がおられます。この動議は賛成者がありますので成立しました。  
長野県消防防災ヘリコプター墜落に関する犠牲者に対する黙禱をすることを議題として採決を行います。  
この採決は起立によって行います。  
この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕
- 議長 全員賛成です。したがって、この動議は可決されました。
- 事務局長 この動議が成立しましたので、ただいまから黙禱を行います。  
県防災ヘリの事故で亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。  
ご起立願います。(一同起立)  
それでは、ただいまから黙禱を行います。黙禱。(一同黙禱)  
お直りください。  
ご着席ください。(一同着席)
- 議長 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
日程第1 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
7番 小池厚議員。
- 7番 (小池 厚) 私は、さきに通告しました1問、行政の指導性について村の考えをただしたいと思います。  
質問に入る前に、年明けから報道をにぎわせているアメリカのトランプ大統領の矢継ぎ早の大統領令に対する民衆の反発、また北朝鮮の勝手気ままな国際世論に対抗す

る姿勢の相次ぐミサイルの発射訓練等、平和外交からどんどん離れていくような国際情勢、また、国内に目を転ずれば、東京都の豊洲への市場移転問題、大阪の森友学園への国有地払下げ問題等、政治と金の問題が通常国会で議論になっております。そんな中で唯一救われるのは、この間、ベトナムへの戦後初めての天皇陛下のご訪問、タイのプミポン国王への弔問が現憲法の象徴としての天皇の役割を際立たせていると思うわけです。少しはこうした天皇陛下の心を酌み取って政治を進めてもらいたいと思う次第です。

それでは、前置きが少し長くなりましたが質問に入ります。

まず最初にまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の進捗状況について質問をいたします。

今年度から始まった地方創生のための各種事業について、この3月で1年目が終了するわけですが、一年を振り返って、リーダーとしてこの間の取り組みをどのように評価するか、最初に村長のお考えをお聞きしたいと思います。

- 村長 すみません。通告書では、その後1、2とあって、具体的に1が始まるのかなと、それでよろしいんですか。というつもりだったので、ちょっと、この、ここで切れると思っていなかったのも、ちょっと答弁を用意しておらなかったんですけども、アドリブで申し上げますと、地方創生ということですね、地方創生の考え方そのものは、もう、かつて、最初からずっと12年間、この村にある可能性を生かして、何とか持続可能な、子どもたちがここで暮らして行って、それぞれ自分らしく暮らしていけるような村づくりをしていかななくてはいけないというふうな思いで来ましたので、地方創生として予算、いろんなものをもらいながらやっている事業もありますけども、一貫してやっているようなつもりではありません。なかなか、大変大きなテーマでありますので、成果がすぐに上がるものでもないというふうなことでございますけども、今、この一年間というふうなことでおっしゃいますと、それに合わせて始めたことは、もう、いろいろ、それこそ婚活のこととか、あるいは同級会のあれだとか、3世代の同居のための、あれとか言ったらあかんですね、同級会への支援、同窓会を復活させ、久しぶりに会おうやっというのに対する支援だとか、3世代同居で住む人の住む住宅を建設するときの支援ですとか、あるいは地区の中に新たな担い手を迎え入れようというふうな取り組みだとか、いろいろのことをやってきております。ここ一年間というふうなことで言うと、一つの指標としてはですね、人口のことがあるんですけども、今年度というふうなことでいけば、まだ集約的には2月末までの11ヶ月分の集約しかございませんけれども、その中では、人口全体ではですね、実際、実のところは31人の減少になっています。自然増、自然減、それから社会増、社会減、全部トータルで31人の減少ですが、転入、転出、社会増、社会減を見るとですね、この11ヶ月の間は15人のプラスになっています。入ってくる方のほうが出ていく方よりも15人多いというようなことにはなっております。ただ、この数字もですね、年によって、こう上下いたしますので、それをもって一喜一憂とかするようなことではないと思いますので、長く、長い目でじっくりとした取り組みを続けていかななくてはいけないと思

います。何か一つのことをやれば、そのことによって一気に解決するという問題ではなくて、いろいろな本当にいい村づくりをやるというふうな非常に大きな取り組みを地道に積み重ねていくしかないのかなというふうに考えておる次第でございます。

以上です。

○7 番 (小池 厚) すみません。実はですね、私の思惑と、若干、村長の理解とが違ったみたいで、私は、最初に村長に概略的な評価を聞いて、その後、事務当局のほうからですね、(1)の質問に対して具体的な数字でですね、事業等、確認をしたかったということでございます。今、村長から大まかな概略の話はあったんですが、改めて、1番ですね、の質問に入りますが、(1)の質問に入ります。

総合戦略はですね、つまるところ、地方に人口を増やすことができるのか、そのためにどのような取り組みをし、結果はどうだったのかを毎年検証してですね、5年後に立てた目標をいかにクリアしたかを各自治体に求めるものと私は理解しております。

そこですね、先ほども言いましたが、再度、本年度いろんな分野で取り組みをされたと思いますが、取り組んだ事業とその成果をですね、具体的に確認をさせていただきます。

○総務課長 中川村総合戦略は、7番議員、ご案内のとおり、いわゆる目指すべき姿、すなわち人口減少と地域経済の縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立という、その実現のためにさまざまな施策を体系的に実施しようとするものであります。

それで、施策の目標として4つの基本目標と5年間で実現すべき成果の数値目標を設置しているということもご案内だと思います。

それで、その計画の実施に当たりましては、PDCAサイクルによりまして、毎年、効果や成果を検証していくことになっておりまして、総合戦略推進委員会というもので確認していくということになります。

今年度、初年度、平成28年度の実施事業と成果について主なものを申し上げます。

まず、平成27年度の国の補正による繰り越し事業でありまして、地方創生加速化交付金の関係でありますけれども、単独事業としましては、農家民宿開設支援、田舎体験ファームサポートチラシ作製、都市と農村交流受け入れ事業、新規就農育成事業等がございます。

また、広域連携事業としましては、信州上伊那の地域力向上推進事業ということで、移住パンフレットの作成、また中央アルプスジオパーク構想を活用した観光地域づくりの連携事業、関連して陣馬形山ビジターセンターの整備もございます。

また、地域少子化対策重点交付金につきましては婚活事業が対象になっておりまして、セミナーの開催、出会いの場の提供、結婚相談事業等を行ってきております。

それから、村の補助事業であります。これは先ほど村長が幾つか申し上げましたけれども、今までの事業に拡充をしたもの、あるいは新たに創設をしたもの等を中心に申し上げますと、結婚新生活支援事業、これは新規であります。1件ございました。それから不妊治療費の補助、これは補助の拡大であります。2件、それから産後ケア・

乳房ケア、これは新設であります。9件ございました。それから、出産祝い金につきましては1子からということで拡大をしたものであります。合計30人ございます。それから高校生の通学支援事業、これも新規であります。65件あります。子育て世帯住宅取得支援事業、これも新規であります。6件、3世代同居等のための住宅新築・改築支援も新規であります。13件、それから空き家活用促進事業、これは従来のものでございます。これが3件、空き店舗等活用促進事業、従来のもので2件、農家民宿開設当促進事業、これも従来のもので、開設9件、改修4件となっております。それから同級会等開催応援事業につきましては新規で32件、769人が利用していただいたというような実績になっております。

以上でございます。

○7 番 (小池 厚) ただいま総務課長から細かに説明をしていただきました。

特にですね、その中で同級会が32件、769人使ったということで、これも一つのにぎわい、また村へ帰ってきてですね、そういったものを知っていただくよい機会になったかと思えます。

また、それぞれですね、たくさんな項目をですね、取り組まれておられる、非常にありがたいと思うんですが、なかなかこうしたものですね、村民の方に、全体としてですね、これだけ村政がですね、頑張っているんだということが伝わっていかないというのが非常に残念なことかなというふうに思うわけです。ぜひですね、こうした成果をですね、村民の方に返していただいて、皆さんも一緒にやろうというのも、今回の質問のですね、行政の指導性っていいですか、そういったことになっていくんではないかというふうに思うわけです。

それではですね、次にですね、先日の全員協議会で、28年度事業としてですね、追加の事業が提案をされたわけでございます。その中で、お試し住宅建設、またお試しシェアオフィスの整備でもですね、これも積極的にですね、こういった地方創生の補助事業をですね、積極的に取り組んでいく努力に対してですね、私は賛意を表するわけでございます。

やはり、財政力の弱い村としてはですね、こういった有利な補助事業、それをですね、積極的に取り組んでいくという、こういったのも、行政がですね、積極的に引っ張って、こういった事業でやっていくんだよというのを大いにですね、PRしてほしいと思うわけです。

私、ちょっと理解が、ちょっと不足していたかもしれないので、再度ですね、確認をさせていただきますが、この計画がですね、採択をされたということで、予算書に金額がですね、事業の金額が盛り込まれているというふうに話を聞いたんですが、全員協議会のときに私がちょっと理解したのはですね、一応計画を出して、現在審査中だと、多分採択されるだろうと、したがって、予算書にはですね、あらかじめ大まかな金額ではあるけれども、一応見積もった金額を計上させてもらったというふうに理解をしたわけですが、もし違っておればですね、この計画がいつ承認されですね、この確定がですね、採択されたよという通知がですね、いつ来たのか。

もう一つはですね、この予算として計上した約7,000万円の事業ですけれども、28年の全額繰り越しということで29年度に実施するわけですが、非常にお尻の決まっている事業でございますので、あと約1年ですかね、その中で完了できる見通しがあるかどうか、そこら辺をですね、すみませんが、通告にはないと思うんですけど、関連でございますのでお聞かせいただければというふうに思います。

○総務課長 それでは、今のご質問の事業、正式には地方創生拠点整備交付金事業というものでございますが、時系列で事務の流れに沿って説明を申し上げます。

さきの全協等でも若干説明を申し上げましたけれども、これは平成28年度の国の補正予算でございまして、補正予算の成立は、昨年、平成28年の10月11日でございます。それを受けまして、国のほうでは事前相談会をやるという話がございまして、もう既に10月、それから12月の2回、相談会がありました。それで、それに向けて、非常に慌ただしかったわけですけれども、計画をつくり相談をして調整してきたということでございます。さまざまな可能性を求めて、いろんな組み立てをして提出をしたり調整をしたりしたんですけれども、なかなかこちらのもくろむ通りの内容がOKとはなりません、調整をした結果、お試し住宅についてはいいだろうという方向になりましたので、それではもう少し具体的に詰めようということで、1つのお試し住宅ともう1つのシェアオフィスも含めて検討をして、国のほうとの調整を進めたということがございます。それで、12月の事前相談、これは内閣府との相談になったわけですけれども、お試し住宅とお試しシェアオフィスについては多分大丈夫だろうという話がありましたので、それを基本に計画書をつくりまして、正式には年が明けまして1月6日に計画書を提出したところでございます。それで、内閣府より内示があったのが2月3日であります。ようやくこれで事業が進められるというめどが付きましたので、補正予算の準備をしたということでありまして、あわせて議会の全員協議会でも説明をさせていただいたということでございます。それで、内閣府より内示がありましたので、2月8日の日に交付申請書を提出いたしました。それから、全協の説明ございました。2月22日に全協に説明を申し上げましたけれども、正式に国から交付決定通知が来たのは2月24日付でございます。そういった流れで来ております。現在のところは平成28年度の補正予算ということで計上しておりますけれども、今後、繰り越しの手続きを取りまして、実質的には平成29年に事業実施ということになります。その段階では、また、もう少し具体的な実施計画をつくりまして、また国と調整をしながら進めていくということになりますけれども、当然のことではありますが、繰り越し事業でありますので、さらにの繰り越しはできませんので、必ず29年度中には完成をさせるということで進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7 番 (小池 厚) 新聞報道によりますとですね、お試し住宅ですか、シェアハウスですか、ちょっとどっちだか、ちょっと忘れちゃって申しわけないんですけども、一応場所が必要かと思うんですね、そこら辺の場所の見通しとか、あるいは、そうですね、建築費とか、そこら辺は一定程度試算をしてあるかどうか、どっかに頼んでやっ

てもらったと思うんですが、そこら辺の内容について教えていただけますか。

○総務課長 お試し住宅につきましては、地区は小平地区を予定しております。小平地区につきましては、この交付金が出る前から、昨年あたりから、いわゆる地域力維持向上のために何とかしたいという話がございまして、担当のほうと地区の役員の皆さんと打ち合わせを進めてきたという経過がございまして、そういう中で、この拠点整備交付金が出てきたということでありますので、ぜひその整備交付金を使ってお試し住宅を建てたいという方向になって、今も協議を進めながらやっているという状況であります。ですので、大体の予定地も決まっておりますけれども、これから用地交渉等もございますので、その具体的な公表までは、ちょっとまだできませんけれども、ある程度候補地を絞って今進めているということでもありますし、用地買収についてもある程度めどがついてきているという段階でございます。

○7 番 (小池 厚) 28年の補正ということで、後ろはないってということなんですけれども、私はですね、逆に、頑張っ、最悪、再延長ができねえなというような状態になりましたらですね、これは、いろんな理屈をですね、考えてですね、最悪、事故繰りもいいのかなと、今からそんな事故繰りを前提に話をしちゃいけないんですけども、積極的にですね、国のほうも、この創生事業ですか、これを取り組んでくれる自治体にはですね、優先的にお金をつけると、国のほうもメンツがございまして、そういった要請にですね、応えてくれた自治体にはですね、悪い言葉で言えば「魚心あれば水心あり」というようなこともありますので、どうしても無理だったということで理由をつけてですね、話をすれば、そこら辺はしゃかりきごり押しをしなくてもですね、事業を自然体で進めていただければというふうに思うわけで、もちろん、お任せじゃなくてですね、私どもができることがあれば一緒に取り組んでまいりたいというふうに思います。

いずれにしても人口増につながる施策でございますので、積極的にですね、取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

それでは次の問題に移りますが、どうしてもですね、私は、リニアの問題について、毎回ですが質問させてもらいますけれども、リニア関係につきましてもですね、この行政の指導性ということについて、そういった面からですね、この問題について、再度ですね、質問させていただきます。

この間ですね、渡場地区でJRが大気質や交通量調査を実施をしてくれていると思うんですが、この情報について、あるいは結果についてですね、村のほうに報告があったか、あるいはまた情報として聞いているかどうか、そこら辺から確認をさせていただきたいと思います。

○住民税務課長 JR東海の実施しました大気質調査、交通量調査についてJR東海に確認いたしましたので、お答えしたいと思います。

JR東海では、大気質調査を平成27年の8月から平成28年の5月まで、夏、秋、冬、春の四季1回当たり連続1週間の測定を渡場交差点付近において行っております。

また、騒音・振動・交通量調査を平成27年11月26日正午から翌27日正午までの

24時間実施をしております。

調査の結果につきましては、昨年の10月19日に開催をされました第8回の対策協議会と11月25日に開催された住民向けの報告会において示されております。

それ以降についての調査は、今のところ実施はされていないということですが、同様の調査を行った場合は速やかに結果をお示しいただけるとのことでしたので、よろしくお願いたします。

○7 番 (小池 厚) 11月の対策協議会のときに交通量調査まで出ていますか。私、ちょっと数字覚えていないんですけどね。あったら教えてください。

○住民税務課長 10月19日の協議会の資料として出されておまして、12月の協議会のほうでは、回答書の中に資料として交通量調査のほうも示されております。この結果等につきましても、中川村のホームページのほうに掲載をされておりますので、よろしくお願いたします。

○7 番 (小池 厚) すみません。私、余り記憶になかったんで、そういった質問をしたんですけども、じゃあ、もう1回確認をさせていただきます。

最近ですね、昼間、大鹿線を通行するダンプカーの台数が増えた感じがしておるわけでございます。県道の2つのトンネル工事がですね、本格化しまして、下には下りてこずにですね、半の沢地籍へ発生土を運んでおります。近くの話でですね、交通量調査、最近もやって、それで、そのはかっている委託を受けた業者の方にですね、「どれくらいになっているの。」って話を聞いたところ「4,000台くらいになっているよ。」という話を聞いたっていうふうに、私も人づてに聞いたんですが、これについては、まだ結果は聞いていないってことなんですけれども、JRに、最近やったかどうかというのも含めてですね、ちょっと聞くべきじゃないかと考えるんですけども、そこら辺はいかがでしょう。

○住民税務課長 トンネル工事にかかわるダンプカーの台数についてですが、JR東海に問い合わせたところ、ダンプカーの台数は把握しているということでした。台数の具体的な数字はちょっと示していただけなかったんですが、第8回の対策協議会の中の資料として工事車両の通行台数が示されておりますが、そちらにあります1日178台を超えない台数で推移をしているとのことでした。

1日の交通量なんですけど、11月に実施をした交通量調査のほうでは、大型車、小型車、合わせて4,126台ということでしたので、そちらの数字が4,000台ということではないだろうかと推測されます。

お願いたします。

○7 番 (小池 厚) わかりました。4,000台ってのがその11月の調査の数字だっというのがわかりましたので、はい、結構でございます。

次にですね、そのリニア関係でですね、南アルプストンネル工事と、それから県道拡幅工事と、それから交通安全対策工事、これが具体的に動き出しておるわけでございます。地元渡場地区ですけども、どこでですね、どのような工事がどんな具合に進んでいるんかっていうのがですね、なかなか情報が入らずにですね、不安が募って

いるわけでございます。正式な機関でですね、節目節目に、進み具合がわかるような情報をですね、提供していただいて、地元が安心して、了解のもとにですね、事業が進んでいくのが大事だというふうに考えるわけで、そんな取り組みをするべきだと考えるわけですが、村長さんはいかが考えておるでしょうか。

○村 長 一番大きなところとして、考え方でちょっと確認をしておかなくてはいけないと思うんですけども、村はですね、決して、JR東海の工事の下請けといいますか、工事のお手伝いをする下部機関ではないということですね。だから、JR東海が説明をすべきであって、JR東海の説明が不十分であったらJR東海に説明をさせるっていうのが村の役割であって、JR東海が言っていることを住民にお伝えするという、そういう広報機関、広報部門という、JRの広報部門の役割を担うというふうに思うと取り込まれていくことになるので、そこはしっかりと混同しないようにしないといけないというふうに考えております。

そして、通告のほうでは工事の進捗情報の住民への提供を正式の機関でというふうに言っておられますけど、そういう意味で、情報を提供するのにはJR東海ですよと、させるのを、その何かの村としての組織としてJR東海にやっていくようにしっかり言っていかなければいけないというようなことでもございます。そして、JR東海にしっかり情報提供をしるよというふうに言うのは、まさにですね、正式の機関とおっしゃっていますけども、それがリニア対策協議会の役割というふうなことでもございます。

リニア対策協議会はですね、ちょっとご連絡が既に行っているかどうか、ちょっとタイミング的にわかりませんが、今月30日に次の予定がされておりますので、そこところでも、またJRの広報、あるいは広報はちゃんとできているのか、あるいは工事の計画をちゃんとやっているのか、計画どおりにことをやっているのかというふうなところをですね、問題がないのか、そこで協議をしていくというふうなことでもございます。

御存じのとおり、対策協議会にはですね、毎回、JR東海、それから長野県の出席を求めて、状況はどうなっているのかというふうなことの説明を求め、それに対する疑問、あるいは、それじゃあ困ると、こういうふうにしてくれというふうな要望をぶつけていると、なかなかそれがですね、「のれんに腕押し」的なところがあって、すぐさまこちらの思うような反応をしていただけるところは歯がゆいところがございますけども、そういうふうな取り組みをしておると、そしてまた、その協議会は、各新聞社ですとか、あるいはケーブルテレビさんなんかの取材も入っていただいて公開をしておるし、その議事録は村ホームページでも公開をしているというふうなことでもございます。

そして、住民説明会についてもですね、JR東海サイドでしたいというふうなこともあったし、こちらサイドからこのことについては住民に対する説明をしてほしいというふうな形で要望をしてきたところでもございますし、そういったことはこれからもやっていかなければいけないというふうに思っています。

小池議員も協議会の委員のお一人でいらっしゃいますので、何か具体的な課題を感

じておられたり、何かありましたらですね、ぜひ協議会のほうに提出をしていただいて、協議会を引っ張っていただいて、協議会としてJRあるいは県のほうに対応していくという形をとっていかなくてはいけないのかなというふうに考えておりますので、またよろしくご協力をお願いしたいと思います。

○7 番 (小池 厚) また今回もご指導をいただきましてありがとうございます。

実はですね、私の体験としまして、確かに行政はですね、その企業者の広報分野を担当するわけではございません。当然、行政のほうで指導をですね、しなきゃいけないというふうに思うわけですが、前もそうでしたが、過疎代行のですね、飯沼、美里っていうんですか、の工事のときもちよっとあって、この議会で質問させていただきましたが、業者のほうはですね、仕事を前へ進めることが一番でございまして、なかなか、地元で特に反発がなければですね、どんどん前へ進めていくわけです。最初も言いましたけれども、地元のほうはですね、ことし、どこで何をどれくらいやって、全体の事業がどのくらい進んできているのかというのが全然見えないわけでございます。それに対しては、やはり、先ほども言いましたが、節目節目でですね、地元説明会、これをですね、業者にやらせる、それをですね、ここでいえば役場ですね、でやるべきだというふうに思います。でないとすると、今、村長言われる協議会のほうでそれはやるべきじゃないかという話になりますと、具体的に協議会便りっていうものをですね、つくってですね、それをまた流すということもやらない限り、実際、地元の方がですね、知るすべがないという状況になってしまうわけです。だから、私言いましたように、年度末あるいは年度当初に対しては、地元のほうにですね、本年度の事業説明をさせてですね、開かせて、ことしはこれだけの工事をですね、一括契約しておるとすれば、今年度の工事はここまで進めますと、具体的にはこんなような段取りで動かしてまいりますと、いろんな条件については、皆さんから出た要望をですね、きちっと守ってこの時間帯に走らせます、この期間は休みますというような、そういうところまでですね、毎年確認をさせて、それで進めさせるということも、これは、やっぱり行政のほうでしっかりと指導しなきゃいけないというふうに私は考えるわけです。その点はいかがですか、村長。

○村 長 その点も含めてですね、今度30日の日に協議会が開かれますので、住民の皆さん方の不安、不安とか心配とかいうものも、協議会委員の方々には吸い上げていただいて、特に議会からの要望によって地元と目される場所にお住いの議員さんは全員委員としてなっていておるというふうなこともございますし、地域の声をですね、吸い上げていただいて、協議会の中で協議をして、それに対してどういうふうにJRに対して物を言うべきか、県に物を言うべきか、あるいは役場に言うべきかっていうようなことをですね、協議会のほうでもぜひ出していただくというふうな形がありがたいのかなと思います。その中で、住民が具体的にこういう不安、今おっしゃったような先が、計画が見えないというふうなこととかですね、いろんな具体的なテーマを、説明会開けて言っても何について説明したらいいのかって言われても困っちゃいますので、これとこれとこれについてやりなさいというふうなこと

を協議会として言っていかななくてはいけないと思うし、そういう問題意識のある委員の皆さん方から、ぜひ出していただき、その方向で協議の上、進めていくというのがいい、いい形かなというふうに思います。

○7 番 (小池 厚) それでは、この3月の30日ですね、開催予定をされております対策協議会の中で、具体的にですね、また改めて、企業者といいますか、JRのほうに言うべき内容について提案をさせてもらおうと思っております。

それでは、最後になりますけれども、12月の定例会で質問させてもらったんですが、10月の19日ですか、昨年の、大鹿村でJRのほうと確認書を取り交わしたということですが、中川村についてもですね、対策協議会で原案を作成する、また、それを最終的にはですね、JRと中川村での確認書、これを取り交わすべきだというふうに思っているわけですが、そういった作業をですね、もう進めるべきじゃないかというふうに個人的に思っているわけです。この件についてはですね、村の当局としては何か動きがあったかどうか確認をさせてください。

もしですね、まだ取り組んでいないとしたら、今度4月にある村長選にはですね、曾我村長は出馬しないというふうになっておりますので、次のリーダーにですね、強くですね、申し込みをしていただきまして、行政に切れ目が生じないように、至急ですね、具体的に動き出すほうにお願いしたいと、そういったことを引き継ぐべきだというふうに思います。この点についてはいかがでしょう。

○村 長 今おっしゃられた、言及された大鹿村の確認書というのは、仮置き場、ちょっとうろ覚えなんです。仮置き場の設置についての確認書と、掘り出したトンネル残土を仮置きすることについての確認書というふうな中身だったかと思います。

中川村ではですね、松川インター大鹿線に今度新たに掘る2本のトンネルから出てきたものについて、その工事を発注しているのはJR東海でございますけれども、その2本の松川インター大鹿線改良のためのトンネルで出てくる発生土を半の沢周辺の県道松川インター大鹿線の改良に使うことを前提として半の沢に仮置きすることについてというふうな、ちょっと複雑な状況で、この辺、ちょっと厳密に言っておきたいと思っているんですけども、そういうことについてはですね、JR東海さんと県とかです。県の両名の、何ですか、両方の名前が書いた、何でしたっけね、連名の、こういうふうにしたいというふうな要望書といいますか、何かそういう文書を、そういう話があったので、それはきちっと両者の連名によって文書でよこせというようなことを申し上げまして、それが来たとき、それについて中川村としてはこうこうこういうことでわかったよというような文書を出しているというような形で、そういう、こう、個別のことについて文書を出しているというふうなことは、そういうことはやっております。大鹿村がその仮置き場について確認書をとったような形と同様のことをやっておると。

それから、前からも申し上げましたように、協議会がいろんなことをやった、そのことについての議論ですよ、どんなふうなことを話し合った、そしてどういう対応があったというふうなことを文書として蓄積して、JRさんのほうにもこういうこと

でやりましたというふうな形で積み上げをしていると、だから、それは実質的に確認書と同様のものをですね、積み上げていっていると、だから、何か一つ確認書をこの時点で作ったからといって、これでもう全部安心だと、あとはもう安心していられますよというわけではなくて、状況がどんどん変わっていくごとにですね、新しい問題、新しい課題が出てくる、そのたびにそれについてどうするのかというふうなことをやっていかないといけない、工事が終わるまでエンドレスに続くというふうな、工事が終わってからも続くかもしれません。そういうものなので、何かこう1つボンと確認書をつくった、はいOKみたいな形で安心できるものではなくて、細かい、その都度その都度のことをきちっと——きちっとというか、全部積み上げていく、そして大きな、こう、何ですか、JRに対して、県に対して、しっかりとやってもらうような状況をつくっていくというのが必要なことではないのかなというふうに思っておりますし、それについては、そんな形で、今度の30日の協議会においても委員の皆さん方からご意見いただいて、それをぶつけて、それについての反応、答えをきちっと文書化していった蓄積をしていくというふうなことを続けていくというふうなことでございます。

もしですね、先ほど申し上げたような形の別個の確認書なり要望書、回答書みたいなものが必要であるというテーマがございましたらですね、これについても、やっぱり同じように協議会のほうに、このことについては、ちょっとそういう常と同じような議事録の交換というふうな形でやっていくんじゃないかと、別個、これについてはやったほうがいいんじゃないかというようなことがございましたらですね、このテーマについて、このような確認書が必要だというふうなことを協議会でお出しいただいて、ご提案をいただいて、協議の上、そうすべきだということになれば、JRあるいは県に対してやっていくというふうなことになるのが筋かなというふうに思います。

そんなことで、ちょっと待ってね。はい。はい。

それから、おっしゃっていた5月の中旬以降ですね、もちろん、これは大変重要な、中川村にとって今非常に重要な問題でありますので、このことは一番重要な、最重要ランクの引き継ぎ事項だというふうに理解をしておりますので、これについて、こういうふうな経緯があって、今後こういうふうなことが起こるのではないかと、こういうことを心配しておるので、この辺に注意してほしいと、必要に応じて、また協議会からも出てくるだろうし、村として確認書が必要というふうなときには対応してほしいということはしっかりとお伝えをしなければいけないと思っております。

○7 番 (小池 厚) 私、今回のですね、質問は行政の指導性についてということでございます。最後まで、村長からはですね、協議会に出していただいて、それを村がまとめるというような手法でしか回答がいただけませんでした。これは、この間ずっと質問してもですね、そういうスタンスが変わっていませんでした。

私は、むしろですね、これまでの対策協議会での論議を踏まえて、事務当局である役場がですね、こういった確認書を考えたんだがいかかというのを協議会へ出していただいて、協議会の委員たちがですね、それぞれの立場で、ここら辺は不十分だ、

これは確かにこのとおりでだからこの文言でいいだろうというので、やはり、この基本的なですね、確認書、あるいは覚書をですね、きちっと取り交わすべきだというふうには私は考えるわけです。これはこれで取り交わしたからいいと、確認書、覚書をつくった、取り交わしたからいいんではなくて、最後のほうには、必ずですね、疑義が生じた場合にはですね、甲乙協議して対応するという文言を入れることによって、どんどんですね、その後のやりとりはですね、可能なわけでございます。金科玉条としてですね、確認書あるいは覚書を盾にですね、進めるということではないわけでございます。もちろん、その進捗に合わせた協議会論議がですね、大切になるわけです。そういったですね、有効にですね、機能させることが、やはり行政側のほうでリーダーシップをとるということが大事になるわけで、協議会はずっと続くわけではないのです。村はずっと続くわけです。そこが最後まで責任を持てるような、そういった確認書、覚書をですね、取り交わすということが非常に大事だというふうに私は考えるわけでございます。

これで、村長さんとのですね、やりとりはなくなってしまうわけでございますけれども、ぜひですね、きょう来られている副村長初め関係課長ですね、行政の指導性、非常に大事なときに来ております。そんなことをですね、要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○村 長 今までもですね、しばしばですね、指導性だとかいうふうなことをおっしゃるんですけども、独裁制じゃないので、何でも好きにやれというふうな形で、都合のいいときは指導力がとかいうふうなお話になって、何かのときには勝手なことをみたいな話になるんですけども、みんなで作っていかなくてはいけない。行政の指導力というふうなことを言えば、協議会というものを設けたというところで、我々はみんなで作っていく体制をつくらねばいけないという、その部分に指導性を発揮したわけです。協議会をつくって、そこには議員の皆さんも入っていただいて、地区の方も入っていただいて、そしてみんなでいろんな問題を吸い上げて、それを束ねて、こねて、そしてそれをJRなり県なりにぶつけていって、地域の悩みを解決して、間違いのない工事をさせるような体制をつくらなくてはいけないというふうなことで、そういう体制をつくった。けども、いつまでも役場は村長は何しているんだという話ばかりで、その協議会の中でもっと具体的にこの問題をこうしようああしようというふうな話にしていかないと、どんどん吸い上げていただいて、それを挙げていただいて議論して、それをぶつけていくという方向に行かないと、いつまでたっても村長やってへんのじゃないか、役場は指導力ないん違うかって言っていたんでは、民主主義としておかしい。民主主義になっていない。地域の自治というものは自分たち自身でやっていかなくてはいけないのに、そのことが中川村ではまだまだ、この12年間いろいろ申し上げたつもりだけでも、定着しなかったなというふうなことを大変12年間の反省点として感じているところでございます。

○7 番 (小池 厚) 私は一般質問を終了させていただいたはずなんですけど、何で村長は、今、質問じゃない、答弁しているんですか。意味がわからないんですけど。

あえてここで、終わったんですけども反論させてください。

協議会をつくるのは当たり前ですよ。そんなことは。民主主義だって、そんなことはわかっていますよ。ネタがないところで始まらないんですよ。何にも。協議会はもちろん大事です。でも、踏まえたところで原案を提示するのは、それは行政ですよ。当局が一番詳しいわけですよ。だから、私どもが、じゃあ確認書の案を出せっていうんですか。協議会へ。そうじゃないでしょう。協定書を結ぶのは協議会が結ぶの。どこかでいづれなくなる協議会とJRがやるの。そうじゃないでしょう。後まで、ずっと完成した後も続くじゃないですか。それを協議会の頭が誰かやるんですか。ずっと。そうじゃないよ。村長とJRが結ぶんですよ。こんなイロハもわかんねえか。非常に不信。憤慨ですよ。

一般質問は終わります。もう終わっています。

○議長 これ以小池厚議員の一般質問を終わります。

次に5番 中塚礼次郎議員。

○5番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました学校教育の教育現場の状況と道徳、英語の教科化について質問をいたします。

先ごろ下伊那の学校で起きました不祥事、教職員によるわいせつ関連事件により免職や停職となった教職員は県内で本年度5人に上り、件数は8件との報道がされました。このようなことは都会のマンモス校でのことと思っておりましたが、田舎のこの小さな学校で起きたことに大変なショックでありました。子どもたちの教育に一生懸命に頑張っていたと先生方や教育に携わる方々にとって大変な迷惑を与えた問題であり、取り返しのつかないことではないかというように思うわけであります。

私は、中川の学校でこういうことが起きることはないというふうに確信はしておりますが、一体このようなことがなぜ起きるのか、教育委員会としてのそこらの分析です。考え方と村教育委員会としての対応についてお聞きしたいというふうに思います。

○教育長 未来を担う子どもたちの教育にかかわる教職員が非違行為をしてしまうことは、あってはならないことと考えます。

非違行為の根絶に関しては、その都度研修を重ねてきているわけですが、本年度は、ただいまお話のようにわいせつや飲酒運転で5人が免職となってしまいました。報道によりますと、非違行為を犯してしまったある人は、それまでの研修について「自分のこととは思わなかった。」と述懐しているといえます。つまり、本当に心に響く研修、他人事ではないと自覚できるような研修でなければならないと考えます。その対応としては、まず職場の中で互いに声をかけ合うこと、孤立してしまうことがないように心配りをし合うこと、年長者や責任ある立場の人は殊にそれに努めなければならないというふうに思っています。同僚性を大切にされた職場づくりがまず大切だと考えます。

○5番 (中塚礼次郎) 今、教育委員会としての考えをお答えいただきました。このような問題が、この中川村からは起きないというふうに私も思うわけですが、今、教

育長の言われたように、やった本人がそんなことを自分が起こすとも考えたことがなかったというふうなことで、この問題が起きておるということで、学校の教育職員の働く現場も、何かこう、本当にせっぱ詰まったものか、欲求がたまったりストレスがたまったりというふうなことが原因になるんじゃないかと思っておりますので、そういったものをどういうふうに取り除くかという点について、ちょっと力を注いでいただきたいというふうに思います。

次に道徳の教科化についての質問ですが、道徳の教科化につきましては、15年の3月の議会で道徳の教科化が進められようとしていることにつきまして、道徳の教科化は多様な人格を認めないことにはならないかというふうなことで、関連で一般質問をさせていただきました。

文科省は、学習指導要領の一部改定によって、小学校は18年度、中学は19年度の道徳の教科化を実施するとしておたわけであります。

そこで、道徳が教科化されれば、文部科学省検定済みの教科書が発行されることになり、その教科書を使用する義務が生ずるということになるわけであります。全国どこでも文部科学省が定めた徳目の乗っている教科書を使って、その徳目を教える授業が強制されることになるのではないのでしょうか。特に人格形成の上でも最も大事な義務教育において画一的な人格形成となることを私は大変心配するものであります。教育委員会の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○教育長 ただいまのお話のように、一部改定された新しい学習指導要領では、道徳科の目標を、ちょっと長くなりますけれども、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的所轄についての理解をもとに、自己を見詰め、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」と、このようになっております。この「物事を多面的、多角的に考え」という文言、ここを大事に考えたいわけでありますけれども、ただいま質問にありましたように、多様性が保てるかどうかということについては、この多面的、多角的に考えてというところで、一つの価値観や物差しで判断するようにする徳目を一方的に教える、そういう教科ではないというふうに考えていきたいと言えるというふうに思います。

また、文科省では、特別な教科である道徳を設置するに当たって「これからの時代を生きる子どもたちは、さまざまな価値観や言語、文化を背景とする、そういう多様な人々と相互に尊重し合いながら生きていくことが今まで以上に重要となっており、人としての生き方や社会のあり方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、みずから考え、他者と対話し、協働しながら」、「協働」は協力し働くという「協働」でありますけれども、「協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質、能力を備えることは、これまで以上に求められている。」とも言っております。授業においては、この点を大事に考え、単に一方的に教えるのではなくて、問題解決的な学習、または授業の中における体験的な学習を通して、より望ましい判断力を伸ばしていくことが求められているというふうに思います。徳目を教えることの強制にならない、

○5 番 そういうことを注意していきたいと思います。

(中塚礼次郎) ただいま教育長のほうから、この道徳の授業への対応について細かくお答えがありました。今、教育長の言われた点に十分に配慮して進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次にですね、科目の評価はどのように行われるかといいますと、これ、数値による評価は行われず、文章の記述による評価を行うというふうにされております。文章表現で評価するということが大変なことではないかというふうに私は考えるわけです。このような評価により成績がつけられるというふうなことになるならば、政府の決めた生き方や価値観で子どもの生き方のよし悪しを決めることになり、一人一人の多様な人格を認めないことになってしまわないかというふうに私は考えるわけですが、その点についてお答えをお願いします。

○教育長 評価に関しましては、道徳の狙いに則しての評価ということですので、どういう徳目を理解したかっていうことを文章表現するのではなくて、他者との対話や、それから協働ができていたか、授業の中でできていたか、自分の考え方や異なる価値観等に触れて、より多面的、多角的に判断ができるようになっていたかというような、その評価というふうになります。この評価の形は、現在も特別活動ですとか、それから総合的な学習の時間の評価の観点と重なる部分もありますので、実際にそれらでは現在も文章表現で評価をしておりますので、教育現場でも、この文章表現ということとは、それほど負担にはならないのではないかというふうに考えます。

○5 番 (中塚礼次郎) 義務教育の中で子どもたちが本当に伸び伸びと学習できる現場をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

次に英語の教科化について関連の質問をしたいというふうに思いますが、新しい学習指導要領によりまして、小学校の3年生～4年生35時間、5・6年生が7時間、英語の教科化が授業に取り入れられることとなります。現状では、土曜日は休校となっております。授業は月曜から金曜までの詰め込みの状態ではないかというふうに思うわけですが、現在でもいっぱいの中で、英語の教育7時間目をどこでやるのか、時間の確保をどうするか、この点について考えをお聞きしたいと思います。

○教育長 現在の指導時間は、議員、ただいまご説明のとおり、5・6年生は外国語活動が年間35時間、週1時間をしているところ、平成32年度からは5・6年生が外国語として年間70時間、週2時間に増えるわけでありまして。また、3・4年生には外国語活動が週1時間新しく加わることとなります。3年生は週の指導時数にまだ余裕がありますけれども、4年生以上は、水曜日が5時間で、あとは毎日6時間という1週間29時間で、いっぱいいっぱいになっている現状であります。ここで週時数を増やすってことは非常に難しい状態です。1日7時間授業ということは、小学生の子どもたちにとっては大変難しいわけですし、また、教職員の勤務時間からも、それは困難です。

そこで、文科省では、45分を15分の単位に分けて、そして、その15分ずつ、モジュールというふうに言うておりますけれども、それを朝の活動の中に入れて、あるいは

45分の1時間の授業時間に15分を加えて60分の授業の設定というようなことを考えております。

しかし、中学年、特に3年生などに考えてみますと、1コマの活動の中でひとくくりで外国語活動を学習をしますもので、この短時間学習でやるっていうことは、非常にこれも難しいことだというふうに思います。

そこで、考えられることとしましては、現在水曜日が5時間なわけですが、職員会議等をあり方を検討して、隔週等で6時間にするとか、若干ある、年間若干ある余裕時間を活用するなど、そういうことを工夫して、最終的に年間35時間増となるように考えていくというようなことを考えられるというふうに思います。

また、来年度の年間計画を立てるところでも、小学校は授業日数を昨年よりも2日ほど増やすというようなことも考えて備えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから時間帯の工夫やらというふうなことで対応していくというお話がありましたが、お答えも大変、答えてはいただけましたが、現実にはそれを実行するっていうことは非常に簡単でないというふうに今聞いたわけでありまして。

それで、さっきも話がありましたが、子どもたちが1日7時間の授業に、教育長の今のお答えで大変耐えるのが難しいというふうな話がありましたが、そういう点は感じとっていただいて、工夫というか、十分検討いただいて授業を進めていただきたいというふうに思います。

それで、次にですね、現在、小学校の先生では、英語教育を指導できる資格を持っていなくても生徒の教育に問題はないわけでありまして、誰が教えることになるかという点について考えを聞きたいと思います。

○教育長 指導する主体は、やはり担任の先生であります。ただし、現在行っております英語活動でも中学校のALT、外国語指導助手の先生ですとか、また英語活動指導員の先生等の支援を受けているところです。そのほか、学校体制で支えていく、そういうようなことが今後も考えられるというふうに思いますけれども、ただ、時数がたくさん増えるものですから、その点については、そのALTや英語活動指導員以外の英語にかかわれる方、あるいは地域の外国から来られている方等の支援も信州型コミュニティ・スクールの関連として支援をしていただく等が考えられるというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) 限られる時間の中で十分な理解ができるかどうかということが私は心配です。その点についてはいかがですか。

○教育長 心配は確かにあるわけでありましてけれども、中川村の小学校では平成30年から、つまり施行を2年前から取り組んでいくということで手を挙げております。29年度、来年度についても、そこに向かって工夫をしていくという年に当たるというふうに考えます。先行実施の1年目の30年度に徐々に始めていき、また、31年度は年度当初から実施をして、32年度の完全実施に備えていくというようなことで対応していきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 時間的にも限られるというようなことで、子どもたちが飛びつくような科目ではないというふうに、自分は余りできなかつたんで考えるわけですけども、理解ができずに、小学校の段階でこの英語が嫌いになってしまう、そういった生徒がつくられていってしまうんじゃないかということ非常に私は心配するわけですが、その点についてはいかがですかね。

○教育長 確かに心配をされる場所です。現在までも、諏訪郡のほうでは特区を受けて英語教育を小学校でやっているところもありまして、そういうような話を聞きますと、やはり英語嫌いが出ないことはないという話も聞いておりますので、十分に、ただいまお話ししましたように、このこれからの3年間を大事にしながら進めていきたいというふうに思っています。

○5 番 (中塚礼次郎) この英語が教科化されることによって先生たちへの負担も、多分ね、授業、英語の不得意な担任もおったりというふうなことで、あるというふうに思うわけで、その先生方の健康面だとか精神的な負担が大きくなるというふうなことを大変心配するわけですが、こちら辺をどのように考えて対応していくかとか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 重なりますけれども、担任の先生に一切初めからお任せを、任せるということばかりではなくて、ALTあるいは英語指導員、それから地域の英語に堪能な方等の支援というようなことを考えていきたいというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) この英語の教科化に対するきちんとした方針をもって取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に教職員の時間外就労についての質問ですが、違法の就労が常態化されていたということで電通という大手の企業の時間外就労が大変問題になったわけですが、教職員という職業は、特殊な職業であることから、超過勤務手当はなく、4%の調整額が支給されているというふうに聞いております。部活やその他の時間外就労は自主的にやっているボランティアで、校長が命じた以外は仕事でないとされているというふうに聞いておりますが、この点については、私が認識したことで間違いはないわけですかね。ちょっとその点について。

○教育長 時間外勤務が現在はあることは、そのとおり、ご指摘のとおりであります。これについては、一応、ただいまご指摘のように教職調整額のこともありますけれども、それを超えて勤務をしている、そういう現実があるわけがあります。それについて県のほうでも、時間外勤務の縮減について、ここを重点施策の一つとして、平成26年度から縮減について指導、助言をしてきております。その成果はだんだん出てきておまして、直近の厚生労働省の告示によりまして、上限を1ヶ月45時間というふうにしていただいておりますけれども、しかし、現実には、小学校では、朝、子どもたちが7時30分には登校して4時半に下校すると、そうしますと児童の学校での滞在時間は9時間、それから、中学校では、朝7時に登校して6時に下校するとなりますと、滞在時間は11時間となります。そうした間は多くの職員が学校に安全のために残っておりますので、厚労省のいう時間外勤務1ヶ月45時間にはなかなか納まっていない現状

であります。現状はそういうことです。

○5 番 (中塚礼次郎) 教職員の時間外就労時間についてちょっと聞きしたところによると、平均で大体80時間以上で、部活があれば100時間以上になるというふうに私は聞いております。今、教育長が上限45時間を目標に、そういった指導でやられておるということでありますが、勤務調査が県のほうでも実施されておるといふふうに聞いておりますし、実態把握がされておるといふふうに思うわけですが、中川での小中学校の実態について、どんな状況なのかをちょっと質問したいと思います。

○教育長 現在のところ、今、議員お話のように、県の調査を詳しく報告をしているところでありまして、長野県の平均とほぼ同じところでやられているということでございます。ただいま45時間ということをおっしゃっていただいても、実際には労働安全衛生法による医師の指導の安全の時間外勤務に該当する1ヶ月80時間あるいは100時間、それを超えることがないように、各学校で現在のところは工夫したり努力をしたりしているということになります。

○5 番 (中塚礼次郎) 先ほども質問でもいたしました、道徳、それから英語の授業量が増えるということで、それに伴う準備に必要な時間も先生たちも増えてきますし、私は、教育の現場では授業をいかに充実させるかだということだというふうに思うわけがあります。学校の現場へは、いろんなポスターの依頼やイベントへの参加など、さまざまな依頼があるというふうに思うわけですが、地域との交流もかかわりを持つことも必要なことですので断れない、受け入れることで、私は教育計画を変えなくてはならないという現状があるかというふうに思っておるわけがあります。しかし、一生懸命子どもたちが練習してきた成果を少しでも大勢の地域の皆さんに発表できる場も必要だというふうに考えるわけですが、頼む側は気楽に学校に依頼をしていくというふうに思うわけですが、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

○教育長 ご指摘のように、学校の活動を地域の皆さんに知っていただくというような意味合いもあって、発表の機会というものも幾つか用意をされております。それはそれとして大事だというふうに思いますので、ただ過剰負担にならないように、教育委員会のほうでもできるだけ考えていきたいというふうには思います。

○5 番 (中塚礼次郎) ちょっと次の質問、ちょっと触れ、今、教育長のお答えの中で重複するかと思うんですが、受け入れを受け入れるかどうかの判断ということなんですけれども、私は、全体像を見て、現場と協議をして、教育委員会で決めるというふうなことが必要じゃないかというふうに思うわけですが、今、現状、多分頼むほうも簡単に学校に依頼をするというふうなことがあるかというふうに思うわけですが、それで、少しでもですね、教育の現場から雑務という、言い方はちょっと失礼ですが、そういったものを整理をしていくべきだというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○教育長 大事に考えていきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 大事にと言葉、大事ですけども、学校任せにならないように、教

育委員会がそのかじ取りをしっかりと、そこに一緒に協議するような形にして、この道徳だとか英語だとかいうふうなことで、限られた時間の中に子どもたちの授業をしにやあならない、先生も、そのための準備から部活から何から、もういろんなことで大変な荷重というふうに考えますので、外部からの依頼のそういったことは無駄なことではないというふうに思いますが、そこをしっかりと交通整理をしていただいて、無理のない教育の現場をつくっていただくようにさらに努力することをお願いいたします。私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 40 分とします。

[午前 10 時 23 分 休憩]

[午前 10 時 40 分 再開]

○議長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
3 番 松澤文昭議員。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書によりまして、農事組合法人みなかたの事業方針と村の組織育成に関する関与及び農業以外の新たな事業の提案について村の考えをお聞きます。

さて、中川村の農業は、兼業農家が大多数で、専業農家も高齢化が進んでおります。また、耕作放棄地が増加しており、遊休荒廃化も進んでおります。また、農地を委託している方は、農地や農業への関心が薄れてきているのも事実であります。それから、農用地の利用調整機能が十分に発揮されていないため、農地の賃貸が進んでいないというような現状もあります。これらの現状も踏まえ、中川村の農業、農地を将来の維持、発展させるために、平成 26 年度から集落営農法人化の検討が開始されておりました。その中で、平成 27 年 2 月の集落懇談会におきまして中川村の営農センターより片桐、南向、両地区営農組合の一本化及び機械利用部の法人化について提案がされました。集落懇談会においては、地域ぐるみで農地を保全し、荒廃化させないための受け皿となる組織等は必要であるとの認識はあるものの、片桐、南向、両地区の営農組合が一本化することへの疑念が多く出され、営農センターとして、当面、片桐、南向、両地区の営農組合の一本化は困難であると判断されたというふうに聞いております。そのため、まずは南向地区の法人化を先行すると平成 28 年の 2 月の集落懇談会で報告され、その後、南向地区におきまして 4 回の集落懇談会が開催され、本年の 3 月 12 日に農事組合法人みなかたの設立総会が開催されます。

そこで、農事組合法人みなかたの事業方針と村の組織育成に関する関与及び農業以外の新たな事業の提案について村の考えをお聞きしたいと思うわけであります。

まず、前段、中川村の農業の現状を申し上げましたが、特に南向地区の農業は、片桐地区と比較すると平坦地が少なく、小規模な圃場が多く、専業農家も少なく、遊休荒廃地も多い等、厳しい環境のもとで農業を営んでおります。したがって、個人経営で農地を維持するのも限界に近づいてきています。この厳しい環境のもとで将来にわ

たって農業を維持、発展させるために、農業生産において協業を図ることにより農事組合法人みなかたが農地や農作業の担い手として農業を守り、その生産性を向上させることにより農家の共同利益を向上させることを目的としまして法人が設立されるわけであります。

そこで、南向地区の農業ビジョン及び農事組合法人みなかたの設立によりまして南向地区の農業にこの法人が果たす役割について村長はどのように考えているかお聞きします。

○村 長 今、松澤議員がおっしゃったとおり、中川村、中川村だけではなくて多くのところがそうですけども、まず農地が荒れておると、それから担い手もなく将来的に心配だというふうな状況があって、その中で、この南向についてはですね、みんなで農地を、まず目の、目の農地を守って荒らさないようにしなくてはいけないということ、みんなで力を出し合って助け合って、そのことを、これ以上荒らさないように何とかやっというのが一つの目的だと思いますし、それをやっしても、新たな担い手がいないと、だんだん当然みんな高齢化をしていくわけですから、それをして、まず守りながら担い手を育てていかなくてはいけないねというふうな、その 2 つ、目のあれと、もう少しやや長期的な担い手を育てていくという 2 つの目標があるかと思えます。それに附随して、後継者になってもらうためには、やっぱり農業の収益性を上げていくとかいうふうな課題もあるかと思えますけども、まずは、その 2 つの目の目的とややもう少し長期的な目的と、2 つの取り組みかと思えますし、ぜひ成果を上げていただけることを村としても大変期待をしておるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 将来の展望はそうだと思いますけれども、そのビジョンだとか、あるいは、農事組合法人みなかたが設立されて、その南向の農業にかかわるあり方ですよ、その部分についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○振興課長 担当の振興課長のほうからお答えを申し上げたいと思います。

3 番議員がおっしゃったとおり、中川村全体、また、特に南向については、非常に農地の条件も悪く、兼業農家が大多数という中で、ですし作目についても非常に多種多様あると思っております。そんな中で、村長の冒頭申し上げましたように、今回の法人の立ち上げによって、今は当面水田を中心とした農業経営を担いつつ、南向地区の将来ビジョンについては、村の営農センターと、また南向の地区の営農組合が残るわけでございますので、営農組合と一緒にこれからの南向地区のあり方については議論をしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) もう一つ、農事組合法人みなかたがどのように南向の農業にかかわっていくかという点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

○振興課長 今回、法人立ち上げの中でも農家の皆さんにご説明をしてきたとおり、2 階建て方式ということで、今、南向地区営農組合の中にある機械利用部の部分が法人化することで、いわゆる、この法人については、その南向地区の農業の一部を担う担い手の担い手組織として捉えております。南向地区全体の農業ビジョンであったり農地の問

題であったり、そんなところは、やっぱ地区の営農組合として考えながら、そこの担い手の一つとしての実戦部隊というふうに捉えております。

○3 番 (松澤 文昭) 法人組織が担い手の一部という形で運営されるということでありまして、それでは具体的な内容についてちょっとお聞きをしていきたいと思うわけでありまして、今話がありました農事組合法人みなかたの事業目論見書の事業方針を見ますと、こう書いてあるわけですね、「当組合は、自然環境の豊かな地区の農地、農業を守る担い手として組織し、次世代に引き継ぐ郷土づくりを目指すとともに、組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進させることを目的とする。」と事業方針が示されております。当面は、機械利用部で受託しております作業を中心として、受託作業請負法人として事業が進んでまいると思われるわけでありまして、事業目論見書の方針にあります農地、農業を守る事業を今後どのように実施していくのか、村のお考えをお聞きます。

○振興課長 今回設立される法人の事業方針は、発起人会の中で検討されて示されたものでございます。あくまで、やはり法人の事業方針ということで、これは村としてお答えできるところではないわけでありまして、この事業方針であったり事業計画につきましては、発起人会の中で提案、検討されて農家の皆さんにお示しをされ、今度の12日の設立総会に諮るといふものであります。設立当初からは難しい部分もあるかと思いますが、今後、組織の体制を整えながら実行していただくことを村としては期待をしている、また、これを村営農センターとして支援をしていくという考えでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 具体的には、目論見書にあります農地、農業を守る事業を今後は実施をしていきたいということではないでしょうか。

○振興課長 それは、やはり法人の今後の取り組み方ということになるかと思います。

○3 番 (松澤 文昭) まだ農地、農業を守る事業につきまして具体的な方向づけは決まっておられないわけでありまして、事業目論見書に載ってあるわけでありまして、実施する場合ということ想定をちょっとお聞きをしたいと思うわけでありまして、農事組合法人みなかたがすべての委託希望農地を受託するのかということが論点になるかと思いますが、そのときに農地を全部受託することになれば、経営的にも非常に厳しい状況があるというふうに考えるわけでありまして、そのときに受託をする判断基準ですよね、それを設けて受託をするのか、そこら辺の考え方があるのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 このこともですね、やはり法人としてお決めいただくことかと思います。発起人会の中の議論でも、それは今後の検討課題となっておりますので、今後、事業を進めていく中で法人が検討していただくということになるかと思いますが。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。そうすれば、次の草刈り、水管理等の作業のことにつきましても、聞いても同じ答えが返ってくるかと思いますが、そこは省きたいと思っておりますけれども、そこで、ちょっとそのときの対応ということで村にお聞きをしたいと思うわけでありまして、先ほど申しましたように、南向地区は平坦地が少

なく、小規模な圃場が多く、採算の悪い土地があるということで、私自身は農地の受託に対して判断基準を明確にしておく必要があるというふうに思いますし、しかし、判断基準を甘くすれば採算性の悪い農地を受託することになってしまうということで、農事組合法人みなかたの経営の悪化が懸念されるということでもあります。逆に判断基準を厳しくすれば、経営の健全化にはつながるけれども遊休荒廃地が増加するということが考えられるというふうに考えておるわけでありまして。それから、同じように、草刈り、水管理等につきましても農事組合法人みなかたが経営の悪化を理由に管理ができないというような場合につきましては、中川村の景観が悪化するということが考えられるというふうに思うわけでありまして。したがって、中川村として遊休荒廃地の増加を防ぎ、あるいは景観を維持するためにも、採算性の悪い農地も農事組合法人みなかたに受託管理してもらいたいという方針が大事な点というふうに私は思っております。そのことによって中川村の景観を守る、あるいは住民生活を守るという施策ができるというふうに考えておるわけでありまして。したがって、採算性の悪い土地だとか、そういう圃場を受託したときに、もし法人組織が赤字になった場合、村として助成施策について検討を行っていく必要があるというふうに思うわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいと思うわけでありまして。

○振興課長 法人がどういう条件でこれから受けていくかとか、具体的にどのように受けた農地を管理していくかということは、やはり法人としてしっかり検討していただくことかと思っております。

村がその法人に対してそういった支援ができるかという点でございますが、やはり、その経営支援といいますか、直接的に財政支援というのは、基本的にそれは難しいことかと思っております。

ただ、法人についても、これからどういう経営をしていくかということであるわけでありまして、ただ農地を維持管理をしていくだけではなくて、やはり条件の悪いなりにどういう作物が必要か、それは法人だけではなくて営農組合、営農センターも含めてかと思っておりますけれども、そういう研究をしっかりとですね、あと、圃場の条件整備や省力化を考えたり、また、いろいろそういう環境整備に対する国や県あるいは村のそういう助成の制度もございまして、そういったところをうまく活用しながらやっていくということが大事ではないかなあというふうに思っております。そういった部分では、村あるいは村営農センターも一緒に考えて法人を支援して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○村 長 農事組合法人みなかたができたとしてもいう言い方はよくないのかもしれませんが、オールマイティーで、すべての南向の農業の課題をですね、そこで担って解決していただけるというふうなことを要求するわけにはいかないというふうに思っています。今ある人たちの中で、みんなで助け合ってどこまでできるんだというふうなことかなというふうに思いますので、すべてのその委託されたものをどんなものでも無条件で受けるというふうなことをしちゃうとですね、やっぱり、その肝心の法人そのものの持続可能な経営というふうなことが成り立たなくなったらあれですので、多分

それは法人のほうで考えていただくことですが、その辺のおっしゃっていたような基準、これは受けられるねとか、これはちょっと無理かもしれないというふうなことは、恐らく何らかの形でお考えになることだろうというふうに思いますし、それに対して何でもかんでも全部受けてもらわんと困るというふうなことは村が言える立場でもないというふうに思います。難しい所でもですね、そこで何とか利益の上がるようなやり方はないのかとか、どこかものを引っ張ってくるとか、あるいはこんな作物でこんなふうなことをしたらみたいなのを、その辺については村としても一緒に考えて、協力の要請があればですね、一生懸命一緒に考えていかなければいけない、その利益の上がるような農地の使い方はどういうふうにしたらいいかっていうふうなことを考えていかなければいけないと思いますし、ここから先は、ちょっと次の村長さんの部分でもあるので、私が言うのもなんですけども、例えば、景観上どうしてもこの部分については維持したいと、村の都合としてそういうふうに思って、でも、法人としては、ここは農業経営的には余りメリットがないというような所をどうするかっていったときに、例えばシルバーに頼むとか中川美し隊がやるとかいうふうなことよりも、例えばそこに、法人に頼んだほうが得手であると、機械だとか経験だとか、その場合、例えば、ひよっとするとその部分はシルバーに頼むような形をお願いすることも、ひよっとすると可能性あるかもしれないとは思いますが、今この段階で、その法人が経営的にちょっとマイナスになったときに、村のほうとして面倒見るからねというふうなことは、通常でも言えない、その法人として持続可能な経営をしていただくっていうふうなことが基本だと思いますので、ありますし、また特にね、この村長交代の時期に今後のことをちょっと申し上げるわけにはいかないなというふうに思いますので、いい形で経営をしていただくことがまず大前提で、その経営のところについて、いろんな知恵だとか、国とか県だとか、いろんなところとの交渉事について一緒にやっていくというふうなこともありますし、そしてまた、そうではない何かお金の部分、景観的にとかいうふうなことがあれば、個別の問題として相談をしながらやっていくというのが形ではないのかなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに、農事組合法人みなかたが経営を継続的に自分の中でやっていくと、自立してやっていくってことが基本ではありますが、先ほど申しましたように、南向の農地につきましては、圃場条件も悪いし、それから耕作の土手も大きかったりして、非常に効率が悪い土地もあるわけですね。そのときに、受託をする判断基準も必要ですが、村のほうで、例えば今話がありましたように、村の景観を守るためにどうしてもこの土地は守るっていうような助成措置があるよっていうことになれば、おのずから、もう判断基準が変わってくるわけですね。ですから、中川村としてどうしてもこの農地を守るっていうようなものについては助成措置があるよっていうことになれば、おのずから、法人の目的だとか、それから今言った判断基準のあり方も違ってきますので、そのことを村として今から検討して方向づけするのが私は必要じゃないかなあと、要するに、法人の農地受託もそうなんですけれども、村の助成措置の判断基準も同じように検討をして法人に示さないと、おのずから、も

う、その事業の目論見書による方向づけ、あるいは判断基準も違ってきてしまいますので、そこのところは村として今から方向づけをしていかなければならないと思うんですけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 法人の本来の仕事と景観を守るという村の都合の部分とは、やっぱりちょっと分けて考えたほうが恐らくはいいんだろうとは思いますが。法人経営の部分と、それから、先ほど申し上げたように、その村の都合で何かお願いすることが、これはシルバーにお願いしようとか、いろいろあるかと思しますので、それはちょっと違う話かなと、今の時点で私は個人的に思いますけども、それについても基本的には次の村長さんがしっかりと法人のほうとも話をしながら相談していくことだろうというふうに思いますので、申しわけないですけども、ちょっと引き継ぎをいたしますので、そこら辺での検討でどういう考え方をなさるのかっていうのは、私の個人的考えとは違うかもしれませんが、引き継ぎ事項というふうなことでご理解いただければと思います。

○振興課長 具体的にじゃあ、その農地の受託の基準だとか詳細はこれからですが、基本的に、法人が今作業を、刈り取り作業とかを受けている農地に関しても、今後刈り受けをしていく農地に関しても、基本的に、その畦畔管理だとか水管理は所有者の方をお願いするというのをまず基本で、全面的に受け入れていく場合にどういう体制でやっていくかっていうところは、まだこれから体制をつくってからということかと思えます。現在も条件の悪い南向地区のかかなりの農地は、中山間直接支払の交付金ですとか、全体的には多面的機能の交付金ですとか、そういったお金もいただいてやっておると思えますので、その辺を地元で使うのか、また、もし刈り受けして全面的に受けた場合、それじゃあ個人でのその部分はいただきますよとか、その辺は今後検討して、農家の皆さんにお示しをして受けていくという形がいいのかなあと考えておりますし、そんなところも今後の検討課題かなあというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 方向づけとして、基本的にはやっぱり農事組合法人みなかたが方向づけをするのが建前でありまして、先ほど申しましたように、村の方針のあり方によって、法人の目的といいますか、事業の内容が変わってくる場合もあるわけがありますので、今から、それぞれ、さっき言った点につきましては検討をしてもらって、そして、当面は、先ほども言いましたように機械協業組合を中心とした事業が中心となると思いますが、農地の維持だとか農業を守るっていう取り組みもいずれ必要になってくると思えますので、それまでにぜひとも村としてよく農事組合法人みなかたと話し合いをしてもらって、そして村として、この場合には、この場合には助成が出ますよとか、あるいは何とか助成措置も考えていきたいというようなことがあれば、かなりの部分が農事組合法人みなかたとしても農地を受託できると思えますので、そんな点につきましては検討をお願いしたいと思うわけでありまして。

それでは、引き続いて、前段申しましたように、やはり農事組合法人みなかたが自主的な経営を行っていくということが非常に重要だと思うわけでありまして、現況の中では、遊休荒廃地の解消だとか、それから悪い農地を受託すれば経営が悪化するということは先ほども話をしたとおりでありますけれども、やはり収益確保とい

うことが重要なと思うわけでありまして、今のところはコンバインを中心とした機械利用組合、協業組合の作業をやっていくということであろうかと思えますけれども、それ以外の作業の受託ですよね、例えば耕起作業とか代かき作業、これをやればかなり収益の確保にもつながってくると思うわけでありまして、そこら辺につきまして検討しているかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 その点についても今後の段階的にということで事業計画にも示されておると思います。順次体制を整えつつ段階的に取り組まれるというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、農事組合法人が維持、発展するためにも、やはり収益確保できるような事業につきましては早急に検討をしてもらって、取り組んでいって、できれば多くの採算性の悪いような土地だとか、そういうものも受託できるような経営内容にしていくということが大事かと思えますので、これにつきましても早急に検討を始めてもらいたいと思うわけでありまして。

そういう中で、現況の農事組合法人みなかたへの加入につきましては、加入したい人が加入するというような手挙げ方式になっておるわけでありまして、中川村の景観を守る取り組みだとか住民生活を守る取り組みを事業目論見書にありますように将来行くとすれば、農地を持っている人は、基本的には加入をしてもらうことが必要だというふうに考えるわけでありまして、村の考えはいかがでしょうか。

○振興課長 先ほども申し上げましたが、今回設立される法人につきましては、現在の南向地区営農組合の機械利用部を母体として、当面、米や大豆、ソバなどの転作作物を中心とした水田農業を基盤とした立ち上げの組織であります。南向地区のほかの畑や、特に果樹園、樹園地も多いわけでありまして、そのすべての農地をこの法人が受けていけるかということは、現時点ではちょっと困難かというふうに考えます。今後、その法人みなかたが、まずはこの事業方針、計画に掲げたことを実践をしていながら、発展的に、その水田以外の農地も取り込んでいける、いくのか、いけるのか、その辺も今後の法人の考え方というふうに思っております。場合によっては、その違う組織、担い手組織ができれば、そういったところ、あるいは個人で頑張りたいという農家を育てるということも大事でありますので、その辺のところ、全体的なそういう調整は、村の営農センターもかかわりながら、南向地区の営農組合で議論、考えていくべきところかなあというふうに思っております。

また、手挙げ方式という話でございますが、これも発起人会の中で議論する中で決めてきたことかと思えます。法人への加入は、当然趣旨も伴いますし、その事業方針、経営計画を踏まえて、加入するかどうかということは各農家の判断に委ねられるということでございますので、当面、そういう事業方針、経営の中での今回の加入ということかと思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに農事組合法人みなかたがそのことを考えることだと思いますけれども、事業目論見書に農地を守る、農業を守るということが載せてあるわけですよ。そうすると、私は、当面は、その協業組合のただ請負作業をやっていくって、いうことを考えるだけじゃなくて、将来的なことを考えると、今から土地を持ってい

る人たちには原則加入をしてもらって、中川村の農地、農業を守るんだと、あるいは美しい景観を守るんだと、住民生活を守るんだというような考え方のもとに、私は、方向づけをして、そして原則加入、土地を持っている人は原則加入っていうことが必要ではなかったかなあというふうには考えておるわけでありまして。そこら辺の議論だとか考え方につきましては、どのように集約されたのかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 先ほど、今回の法人については、そういうことで立ち上がっていく法人という中で、逆にですね、じゃあ、すべての農地を受けていくということも、今の時点では、やっぱりお示しできないのではないかなあというふうに思います。そんな中で、当面、先ほど申し上げましたように、現在の営農組合機械利用部、水田農業を柱とした法人としての立ち上げという判断でのごとというふうに捉えております。

○3 番 (松澤 文昭) 私が言いたいのはそういうことじゃなくて、農事組合法人みなかたとして事業目論見書にあります農地を守る、農業を守るっていうことがあるとすれば、やはりそのことを前面に出して、そして、組合員といいますか、その農家の方たちが原則加入をしてもらって、そして中川村全体のことを考えるよってというような組織にしたほうがよかったのではないかなあというふうな思いがあつてちょっと質問したんですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○振興課長 先ほども申し上げましたが、南向地区営農組合という組織は残ります。それは当然全農家が参加した組織でありまして、まずは、その営農組合、地区営農組合、また集落営農組合の中でそういった南向地区全体の農業のことを考えていただいて、当面、その実戦部隊としての法人という位置づけかと思えますので、今後のそういうところも見ながら、どういう形がいいのかというところは営農組合のほうでの議論をしていただきたいかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) わかりましたっていうか、また違う意味でちょっと質問したいと思えますけれども、今、南向地区営農組合のことが出ましたので、今、南向地区営農組合と、それから農事組合法人みなかたが今度できるわけでありまして、その役割につきまして現在までに提示された資料を見ますと、先ほど話がありましたように、2階建て方式として、南向地区営農組合は現在の組織を継続しながら営農企画、利用調整、農地の利用調整が主な役割となるということで、農事組合法人みなかたは集落営農の実践組織として機械利用部を発展させた法人組織の役割を担うこととなっております。農事組合法人みなかたも営農企画部門が必要になると思われるわけでありまして、南向地区営農組合と、それから農事組合法人みなかたの関係、それから、特に関係だとか役割分担、それから、特に営農企画の役割分担についてどのように考えておるかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 これも繰り返しになりますが、地区営農組合は存続をして南向地区全体の集落営農、農業を考えていく組織であるというふうに考えております。当初、営農センターがその法人組織化の検討を農家の皆さんにお示ししたときにもですね、一つは、いわゆる国の農業政策への対応だとか、今後そういう兼業零細農家、農地を守っていく受け皿

となる組織づくりと、あわせて、やはり営農の企画ですとか農地の利用調整、その営農組合のやるべき部分を今後充実させていきたいということで、組織の再編とその法人化ということでおしをしてきたところでもあります。地区営農組合は、先ほど申し上げましたように全体の営農企画や農地の利用調整を担いながら、法人が実戦部隊として、その担い手の一つとして、その受け皿になっていくという考え方でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 南向地区営農組合と、それから農事組合法人みなかたがうまく連携をとって、そして特に南向地区の農業のためにいい関係の中で発展をするような関係性をつくっていただきたいと思いますというわけでもあります。

そういう中で、南向地区営農組合の役割の中で、先ほど申しましたように農地の利用調整ということがあるわけでもありますけれども、この農地の利用調整につきましては、まず、集落等の支援的なまとまりのある区域において農用地の効率的な、あるいは総合的な利用を図るために関係権利者が集まって、作付の集団化だとか農作業の効率化、担い手への農地利用の集積だとか、それから農用地の利用関係の改善等を話し合っていくのが私は一番の基本だというふうに考えておるわけでもあります。それ以外の集落をまたがり集落内で調整できない農地の調整を南向地区営農組合が調整するのが本来の農用地の利用調整であるというふうに考えるわけでもあります。

しかし、現況の南向地区の状況を見ますと、どうしても南向地区の営農組合だとか営農センターの部分でこの利用調整をしてしまって、本当の意味での末端での話し合いだとか、そういうものが私は少ないというふうに考えておるわけでもあります。今回の法人化に伴いまして、地区、末端の地区ですよ、末端の地区の営農組合の利用調整機能を充実させることが重要だというふうに考えておるわけでもありますけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○振興課長 3番議員のおっしゃるとおりだと思います。これまでの法人化の集落の営農懇談会の中でも、そういったところも今後機能させていきたいということでご提案をさせていただいておりますが、なかなか、冒頭課題としておっしゃられたとおり農業への関心の薄れですとか、特に営農組合長さん自身もはっきり言って農家ではない方が推薦をされて出てくるというような地域の事情もあると思います。ということで、営農組合長さんもぜひそういった方をお願いしたいということで営農センターでもお願いをさせていただきますし、最低でも2年はやっていただきたいとお願いをしています。それは本当にこれからの課題だと思っておりますので、ぜひ、営農センターを中心にそういった体制づくりを進めていきたいというふうに思っております。

各集落、地域レベルでのという点では、数年前に人・農地プランということで一応つくってはございますが、それをいかにこう、もっとこうしっかり練って実践をしていくというところで、ぜひ進めてまいりたいかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 前段申しましたように、どうしても末端の地区の営農組合が非常に役割が重要だと思うわけでもありますけれども、今ちょうど任期のことが出ましたけれども、私もそう思っております、任期、今のところ割り当てといたしますか、順番方

式で1年ごとにかわる地区だとかが多いわけでもあります。それらも含めて、任期のあり方、それから南向地区のみなかたの、農事組合法人みなかたの役員につきましても、かなりの長い期間役員としてやってもらわないと、本当の意味での法人の経営方針、あるいは経営がうまくいかないというふうに思っておるわけでもありますので、地区営農組合の任期あるいは今後の農事組合法人みなかたの任期等を含めて、ちょっと考え方があったらお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 集落の営農組合、特に倉石さんについてはぜひ2年任期でお願いしたいということをお聞きをさせていただいておる地域もありますし、やはり戸数が少なかったり、地域の役員の体制の中で1年というところもあると思います。先ほど申しましたように、ぜひ、その地域で農地の利用調整なり農業を考えていただける方の選任を引き続きお願いをしていきたいというふうに思っております。

法人に関しては、一応役員3年という任期となっております。特に、やはりこれから事業をどういうふうに進めていくかということについては、その役員さん、役員とか理事の皆さんが重要になってこようかと思っておりますので、そんな人選をいただければというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。

引き続き協業組合のオペレーターのことについてちょっとお聞きをしたいというわけでもありますけれども、現在の南向地区の協業組合のオペレーターにつきましても、作業班ごとに割り当てを行って、毎日違う人が作業を行っているというのが現状であります。

また、道路等を走行するためには大型特殊免許も必要であるわけでもありますけれども、資格のないオペレーターも散見されるというのが現状であるわけでもあります。

そこで、オペレーターの確保、安全な作業、機械効率、機械の長寿命化等を考えますと、法人化に伴って、この作業のオペレーターについて根本的な解決に向けての検討をする必要があるんじゃないかというふうに考えておるわけでもあります。

そういう中で、先ほど申しましたように、現在の南向地区の協業組合のオペレーターは当番制により作業従事をしておるということでもありますけれども、これらのオペレーターは多くは企業に就職をしておいて、企業の中には他企業との兼職の禁止を掲げている企業もあるわけでもあります。現在の営農組合、任意組合でありますけれども、任意組合の給与支払い方法では、この兼職の禁止規定に該当してしまうオペレーターも出てくるというふうに考えておるわけでもあります。したがって、法人になるわけでもありますので、特に任意組合以上にこれらのことについて厳格に企業の方で指摘をするというような場面も出てくるかと思っておりますし、また、消費税の申告におきましても、この日当、給与等につきましても、事業従事分量配当にすれば消費税の申告に対する軽減のメリットもあるというふうに考えるわけでもあります。したがって、現在の給与の支払い方法から事業従事分量配当に、この給与について変更することが私はいいんではないかなというふうに考えておるわけですが、そこら辺の検討はされているかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 その点についても発起人会の中で議論をして、また、予定をしております会計事務所とも相談をして、当面は、特にどこまでが兼任というか禁止、その会社の考え方かと思えますけれども、現状でもそれで認めていただいておりますので、当面、今の確定給与方式で支障はないだろうということで決められたというふうに聞いております。確定給与から従事分配当への変更は可能でございますので、今後運営の中で見直すということになっていくかと思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 今までは任意の組合の営農組合であったんですが、今度は法人になるわけでありまして、その点は企業の方でも厳格性が出てくるんじゃないかと思うわけでありまして、それから、法人でありますので、今度は先ほど申しましたように消費税の申告も必要になってくるわけでありまして、したがって、給与方式であると、どうしても消費税の申告額が多くなるということが考えられますので、私は早急に検討する必要があるとも考えますけれども、どうでしょうか。

○振興課長 そのように法人のほうにお伝えをしたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) それでは、オペレーターの確保のところについてお聞きをしたいと思いますけれども、先ほども申しましたように、現在の南向地区の営農組合は割り当てによって協業のオペレーターを割り当てておられるわけでありまして、毎日違うオペレーターが作業を行っておるということで、大型特殊免許のない方も散見されるということでもあります。それから、前段申しましたように、オペレーターは企業にも勤めておるということでありまして、だんだんとオペレーターの確保も難しくなってきたおるのが現状かと思うわけでありまして、それから、安全な作業だとか機械効率、機械の長寿命化、労働災害における災害補償等を考えると、専門的なオペレーターが必要になるというふうには考えておるわけでありまして、そういう中で、村内にも各種の農業法人もありますし、大規模な農家もあるわけでありまして、これらの方にこの作業委託をするということも考えられると思えますし、もっと幅広く捉えますと、村内の建設会社だとか企業との連携によって作業委託をするということも視野に入れて考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えておるわけでありまして、したがって、今回の法人設立によりまして専門的なオペレーターの確保についても検討をしていく必要があるというふうに考えておるわけでありまして、そこら辺の検討をされているかどうかお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

○振興課長 その点についても発起人会の中で課題として挙げられております。組織の運営体制を含めて、今後法人の中で検討をしていただきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) このことも今後の中では非常に重要な課題になってくるかと思えますので、今から十分検討してもらって方向づけをしてもらいたいと思うわけでありまして、

引き続き次の質問に移りたいと思えますけれども、農事組合法人みなかたが設立されるということで、今度は共同出荷販売経理が必要となるということでもあります。したがって、この共同出荷販売経理にかかわる人コストは、そのまま農事組合法人みなかたのコストアップにつながってしまうということかというふうに思うわけであり

ます。前段申しましたように、事業目論見書の中で農地、農業を守ることが考えられておるわけでありまして、やっぱ美しい村を維持、発展させていくためには、この農事組合法人みなかたというのは非常に重要な組織として位置づけられるんじゃないかなと思うわけでありまして、したがって、単純にこの事務処理コストが上がってしまうということについて助成をする必要があるんじゃないかと、農事組合法人みなかたが今後とも発展だとか維持するために、この部分のコスト増については助成を村として考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は考えておるわけでありまして、このことにつきまして、私が前回の一般質問の中で、村長からこういう答えがありました。「村として支援する場合、筋として適切な形で理解を得ながら考えていく必要がある。」ということの答えがあったわけでありまして、先ほど申しましたように、農地、農業を守ることがあるとすれば、村としてもこのことは重要な課題であると考えておるわけでありまして、筋として、この共同出荷販売経理のコストを村として助成をするということが筋として私は通るんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、村長の今のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 経営の大原則というのは、やっぱり、ここコストかかるから、これ頂戴っていうふうな形ではないかと思うんですね。例えば商店でも、それは、その買い物弱者にしない、村民を買い物弱者にせないために生活の必要なものを供給しておるというのは非常に大事なことをしていただいているわけですが、だけでも、事務経費かかるから、その分をじゃあ筋として払うかっていったら、そうではないと思うので、やっぱり原則としては経営の中でどれだけのコストがかかって、どれだけの利益が上がって、これだったらやっていける、やっていけない、この事業をもっと広げるとこうなる、こうなる、増える、減るみたいなことというふうなことは、まず考えていただかないといけないというふうに思います。その中で、何か個別の本当に具体的な話として、何かそれこそ筋がある話なのかどうなのかというふうなところを検討するというふうなことはあるかと思えますが、そんなふうな意味で、例えば今おっしゃっているような郷土出荷販売経理の事務費について村で負担するというふうなことは、ちょっと、こう、拡大、拡大解釈すれば、その役立っているんだからいいんじゃないのかということがあるかもしれませんが、ほかの事業、ほかのことでも拡大解釈できるので、それはちょっと難しいのかなあというふうに思いますし、ともかく、私が今の段階です、わかりました、そういうふうな形にするのがいいと思いますというふうなことも言えるような立場、タイミングではないなというふうなことを感じております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと理解されていないんじゃないかと思うわけですが、通常、通常、法人、法人を通さなくて販売をすれば、直接JAなり、それらの組織からお金が振り込まれるわけですね。今度、農事組合法人みなかたにすると、それをまた一つにまとめて農家に配分するという形になるわけでありまして、単純、単純に言うと同じことを2回やらなければならないことになってしまうということなんです。したがって、その部分の単純なるコスト増、これについては村として助成措置を考

ても私はいいんではないかなというふうに考えるわけでありませけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○振興課長 ほかの法人も同じように経営をしておるわけでございまして、ほかでも直接行政がそれを助成するという事は、やっているところは聞いておりません。

逆にですね、一つの担い手の経営体としてできた中で、南向地区の農業を担っていただく大きな受け皿、担い手という点で、これまでも、そういった農業再生協議会ですとか、あるいは地区営農組合の実戦部隊として立ち上がる組織でありますので、そういったところを通じた援助や、特に運営を軌道に乗せるためには、設立から営農センターとしてかかわって、人的な面でかかわって支援をしまりましたので、そういった人的な面での側面での支援ということはあるのかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 人的支援でもいいですし、とにかく、その部分で単純なるコスト増につながらないような対策も考える必要があると思っておりますので、その点についてもご検討をお願いしたいと思うわけでありませ。

余り時間ありませんので、ちょっと新たな提案ということで、そのほか、法人として地域コミュニティーの事業の問題だとか、それから南向、片桐の営農組合の一本化についてのことについても聞いたかったんですが、先ほどからの答弁でいいませと、どうも次の村長にこのことについては話を聞いたほうが私もいいかなというふうに思っておりますので、次回の一般質問の中で今の言ったことにつきましてはお聞きをしたいというふうに思っております。

以上をもちまして私の一般質問は終わりとします。

○議長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時33分 休憩]

[午後 1時10分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 柳生仁議員。

○6 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、学校の諸問題についてと役場屋上に載せております太陽光発電の見える形をとということで質問してまいります。

初めに学校の諸問題について伺ってまいりますけれども、5つばかりありますけれども、初めに、先生、生徒、家庭との行き違いなどでの諸問題に教育委員会は親身に対応しているかということでございませますが、前段、午前中にも5番議員からいろいろ質問ありませましたが、関連することもあるかと思ひませけど、よろしくお願ひませ。

日々の報道で教育委員の不祥事や子どもの自殺が報道をされております。こうした事件についてマスコミはこぞって大きく取り上げ、教育委員は何をしていたのか、隠蔽はなかつたのかなどと取り上げ、真実が正しく解明されないうちに、時間とともにこうしたニュースは忘れ去られていきます。例でありますけれども、過去に報道され

た2005年の丸子実業高校いじめ自殺事件でありますけれども、これを取り上げて福田ますみさんという著者が「モンスターマザー」という題でもって本を出しました。2003年に福岡で起きた史上最悪の殺人教師、これも著者の福田ますみさんが「デッチアゲ」と呼ばれる名前でもって本を出しました。そうやって呼ばれたものが民事裁判になったわけでありませが、私たちは、これらの事件は、私は恥ずかしながら忘れておりました。村内の書店でもってこの本を見つけまして、購入し読んだところ、自分が思っていたこととは大変思いが違ひました。これらの事件は多くの方たちから忘れ去られているのではないかと思ひしております。いずれの事件も、裁判の結果、教師に問題はなかつたとあり、この裁判の結果報道は小さく取り上げましたが、恐らくは多くの方たちに知られずにいるのではないかと思ひしております。このときの教師は、事件が解決したらかといって心は晴れなかつたようでありませ。私たちは、日々の報道をつい正しいものと受けとめて、世の中にはこんな悪い教師がいるのかと想像してしまひませ。一方、先生方の中にも不適切な行動をする方もおり、判断が大変難しいと思ひませ。また一方では、先生方は私たちはわからない悩みがあり、それがストレスになっているのではないかと心配しておひませ。

村でも先生方の悩みを聞く仕組みがあると思ひませけれども、中川村は、これらにおいて、また子どもを預かる教育現場においては人ごととは思ひませないので、教育長の考えをお伺ひませ。

○教育長 保護者の方々と学校との行き違いというようなことにつきましては、保護者の方々も先生方も、みんな子どもたちの成長と幸せを願ひて日々取り組んでいるというふうに思ひませ。その中で、ともすると言葉や対応の受けとめの行き違いから真意が伝わらずに意思の疎通が妨げられたりすることがないわけではありませ。また、親子の間でも行き違いから対立することがあります。それは当事者にとって試練であるとともに、先生方や、また私たちにとっても大きな試練であります。それに対する対応としては、時間がかかりますけれども、冷静に話し合ひて理解をしていきたいというふうに考えてひませ。学校では、校長、教頭を初め養護教諭や相談の先生、先生方、それから補助員、どなたにも相談してほしいというふうに思ひませし、教育委員会では、教育相談員や職員が相談を聞かせていただひておひませ。また、保健福祉課や、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それから児童相談所の方にも相談をして、専門的なアドバイスを受けることもあるわけでありませ。

いじめというふうなことも問題になりますけれども、いじめについては、今年度から厳しく事例をカウントするようになりませ、中川村でも昨年度に比べて数が増えませけれども、一層いじめゼロを目指していきたいというふうに思ひしております。

いずれにしましても、学校や保育園と連絡を密にして、そういう対立がありませして問題がありませしても、その試練を乗り越えたところには一層深いつながりができるものというふうに信じて、子どもたちが元気に成長できるようにみんなで取り組んでいきたいというふうに思ひしております。

○6 番 (柳生 仁) 今のお答ひの中で、本当に前向きに、また、先生方の気持ちを酌ん

だり生徒の気持ちを理解したり家庭との連絡をとったりっていうことでもって取り組んでいただけるといことで、大変に力強く感じておるわけでありませども、この事件の真相ですけれども、ときには学校側が生徒に体罰をしたということで、先生が、それを「お前、謝ってしまえ。」というふうなことがあったようであります。先生は、自分では体罰をしていないのに、「父兄が言うてくるんなら謝っておけ。」と、「事が済むで。」というような、こんなことがあったように書いてありました。この福田ますみさんは、本当に小まめに調査をして本を書いたわけでありませども、最初読んでいるうちには、本当にこんな恐ろしい教師がおったのかと思っておりましたけれども、事の真相を見ていきますと、やはり違っておったという、行き違いがあったのかなと思えます。

当村では、先ほど前段の5番議員も言っていましたけれども、そういった間違いはないと思えますけれども、世の中は一步間違うと何が起こるかわからん現状がありますので、ぜひとも、そういったことについては今後も小まめに先生方の悩みも聞きながら対応いただければありがたいと思っております。

そうした中で、関連で、国の教育委員会制度が変わって、当村もことしの10月から新たな制度が施行されると聞いておりますけれども、今度は村長の指名により教育長がなるわけでありまして、教育委員長がなくなるということでありませども、今までとちょっと違うのは、首長さんが教育委員会を招集するんだっていうような話を聞いてきましたけれども、こうした中で一番大事なことは、伺っておりますけれども、今までは教師上がり、校長先生経験者が教育委員長、教育長を経験しておるわけでありませども、今度は、このトップがややもすれば教育場の経験のない方がトップになって会議を招集することがあると聞いております。こうしたことでもって、ときには、そのリーダーの方の発言が強く動くような心配はないか伺います。

○教育長 教育委員会制度の改正についてはご指摘のとおりであります。当村でも10月1日からそうなるわけでありませけれども、教育委員長という立場はなくなりますけれども、教育長職務代理者というような形で教育委員の中から代理者が出るわけでありまして、そここのところは教育委員会の合議制でもって対応していきたいと、ですので、教育長が一人でということではなくて、教育委員会の中で合議制でもってやっていくことができるというふうに考えております。

○6番 (柳生 仁) ぜひとも従来のように小まめに子どもたちに対応できるような取り組みをお願いしたいと思っております。

きょうの教育長の強い発言、答弁に安心しております。

次は中川村の信州型コミュニティ・スクールを取り組んで、大変よい形で進んでおるわけでありませども、今後の取り組みについて村民がどのような協力が必要なのかっていうことと、また農業体験などでは、学校の近くだけでなく、ときにはちょっと学校から離れた場所にも弁当持参で昼食を挟んだような農業体験ができないかなあと思っておるわけでありませ。

昨年、稲刈り作業に参加し、子どもさんも参加した祖父母、PTA、民生委員の方々

も、みんな泥んこになって稲刈りをしたわけでありませども、この場所では特にみんなで休憩して、子どもさんと世間話をするような時間がなかったかなあと思っております。そうして稲刈りが終わった後に、12月にはおいしいお米をいただきまして、うちでも喜んでいただきました。そして、もう一回12月には親子レクが開催されまして、学校、子ども、父兄と、中川村ではこうした信州型コミュニティ・スクールがうまく機能していることをうかがい知ることができました。

教育委員会の報告では、年間、小学校の農業体験関係では、各小学校、年間5回くらいあるようでありませども、昔は、田んぼの土手を下して景色眺めながらお茶を飲んだりおにぎりを食べたりし、いろんな話しながら、年寄りがしてくれました。こうした、ある面のんびりした体験ができると、子どもたちが村を知って、地域を知ることができるんじゃないかと思っております。こうしたことでもって、より信州型コミュニティ・スクールの成果になるかと思えますけれども、学校の考えを伺います。

○教育長 まず信州型コミュニティ・スクールについてでありますけれども、今年度、信州型コミュニティ・スクール、同時にキャリア教育のコーディネーターを設定をいたしまして、その働きかけもありまして、小中3校とも、この2月までに組織ができて立ち上がりまして。東小学校は東小応援隊、西小学校は西小学校支援ボランティア、中学は中川中コミュニティ・スクールというような名称であります。それぞれ22名~40名ほどの個人や団体の登録をいただいて、その学校ごとにまた校内コーディネーターがいてくださって、さまざまな活動に支援をいただいているところであります。学習支援や読み聞かせを初め、各校の特徴的なところでは、東小学校の四徳学習、西小学校の人形クラブ、中学の毎週水曜日の放課後学習など、さまざまなボランティアの方々の熱心な指導、支援をいただいております。

課題としましては、そういうボランティアの方々にいかに学校に気楽に来ていただけるかということですが、特に新しい学習指導要領への対応としましては、外国語活動や学習支援のボランティア等をお願いできるとありがたいというふうに思っております。

ただいまお話しにありました自然体験あるいは農業体験でございますが、厳しくなる授業時数との兼ね合いの中で、今後運営を相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても自然体験、農業体験はキャリア教育の中の大事な部分というふうに考えておりますので、多くの方のご協力をお願いしたいところです。

○6番 (柳生 仁) 私は難しいお手伝いはできないわけでありませども、私も名札をもらって、いつでも対応できるように頑張っておりますけれども、なかなか子どもたちの、前段もありましたけれども、教育時間の詰め込みが難しいかなあっていう、農業体験でものんびりとおる時間がないかなああと、こんなふうな感じはしたわけでありませども、その農業体験の中で、やっぱり、ただ黙々と作業して、終わったあ万歳で引き上げてくるんじゃないかと、やっぱり中間で昔のようにのんびりした時間、30分くらいお茶を飲んで世間話ができるようなことができれば、よりやはり地域

住民とのつながりができるのかなあと考えております。

また、農業体験では多くの方が祖父母の方とかPTAとか民生委員とか、そういった方が多いわけですが、一般がもう少し参加できるとよりいいのかなあと考えております。募集ではチラシが入ってきて、見てはおるものの、なかなか申し込むということが少ないのかなあということと、その農業作業の時期がうまくわかりづらい部分もあるのかもしれません。そういったことで、よりわかりやすく、来てもらえる仕組み、前段気軽に来てほしいという今お話がありましたけども、もっともっと学校に子どもさんが行っていなくても行けるような雰囲気を探求してもらいたいなあと考えております。まだまだ子どもさんがいないと、つい学校は遠のいちゃうのかなあと考えておりますけども、地域へも呼びかけをもうちょっとしてもらいたいけど、そこら辺は何らかの形の方法を、チラシだけじゃなくて、ちょっと声がけて、ぜひお手伝いしてよってというようなことができないかなと思いますけども、ちょっと考えは浮かびませんか。

○教育長 地域の皆さんにというところでもありますけれども、例えば今年度、放送等でお願ひしまして、学校の草取りを地域の方にお願ひしたことがございます。大勢の方が来て、あつという間にというような仕事をしていただいたわけでありまして。とてもありがたいことでありましたけれども、子どもたちがそのところと一緒にできたらいいなあとか、そういうご意見もいただいております。そんなわけで、その辺のところは、呼びかけの方法や、それからどんなふうにお願ひをして、また運営をしていくかということは検討していきたいというふうに思っています。

○6番 (柳生 仁) ぜひ、今も草取りに多くの方が来てくれて、あつという間に終わったってことで、本当にうれしいことだと思っております。近所の子どもから声をかけられれば、お隣のじいちゃんばあちゃんも行けるかもしれないので、ぜひとも小まめによろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に行きますけども、昨年通学合宿があつて、大変よい形で進んだなあと思っております。私もちょっと、ほんとさわりだけ見てきたわけですが、本当に知らない子どもと会話をして、お話しができて、「おいちゃん、これ。」つつって学習を見てくれというので、「ちょっと学習は、おいちゃんわからんわ。」つつって「あっちのおばちゃんが詳しいで聞け。」なんつって話したら「そうか。」なんつって会話したことがありますし、子どもたちもテレビのない環境でもって大変伸び伸びとできたというふうに思っております。昨年は大草城跡と葛島の区民会館ですか、片桐地区と大草地区であったわけですが、ことしなどは、その場所を変えての開催の計画なんかあるかどうかということと、こういったものに住民もどんな協力ができるかっていうことを伺いたいと思います。

○教育長 通学合宿でありますけれども、子どもたちが一定期間家族のもとから離れて、地域の宿泊可能な施設を使って寝食をともにしながら異年齢による集団生活を送って、そこから学校へ通うという取り組みであります。中川村では今までに4回経験をしました。会場は、桑原会館、それから中川文化センター、大草城跡の公園管理棟、葛島区

民会館をお借りして行ってきたわけでありまして。お風呂は、小渋湖温泉とか、それからその他のところをお借りしてやってきました。中川通学合宿実行委員会というのをボランティアで組織をしまして、社会教育委員さん、それからキャンパスビレッジ自然学校、中川村青少年健全育成協議会、あるいは食改ほか、それぞれの地域の方々の協力をいただいて運営をしているところでもあります。

今年度も、できればまた新しい地区の施設をお借りすることができればという構想があります。さらに多くの子どもたちに経験してもらうことができ、また、地域の皆様にもご支援をいただくことができるということがありがたいかなあというふうに思います。ご協力をお願いしたいというふうに思います。

○6番 (柳生 仁) 今のお風呂ですけど、望岳荘は利用されましたか。  
○教育長 なかなかいろいろな条件がありますので、今年度はそういうことはありませんでしたけれども、今後入浴については考えていきたいと思っております。

○6番 (柳生 仁) 望岳荘の社長である村長、子どもたちがこうした通学合宿で望岳荘のお風呂を使うっていうようなことには積極的に協力していただけますか。きっと使用条件はあるかと思っておりますけど、伺います。

村長 お風呂の売り上げに貢献していただけるは、どなたでも大変ありがたいことだと思います。

○6番 (柳生 仁) 経営者の単純明快な答えでありますけども、私は、通学合宿のときの子育て支援は村を挙げてやるべきことだと思っております。そうしたときには、小渋湖温泉さんも確かそんなにお金は払わなかったような気がしますけども、望岳荘のお風呂をそういった日くらいはお貸ししてもいいんじゃないかと思っておりますけど、社長の一存ではそれは言えないかもしれませんけども、そういったことを今後研究してもらって、やっぱり望岳荘でもこういった協力をしているんだっていう姿勢、見せてもらいたいんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○村長 そういったご意見があったことをきちんと引き継ぎたいと思います。

○6番 (柳生 仁) ぜひとも、望岳荘は大きいお風呂で、費用もかかっておりますけども、みんなに愛される施設としてやっていただければいいのかなあと考えております。

次に、新聞報道にあった記事からでございますけども、報道で「金管楽器が足りません」と大きく記事があつて、「古いものがあつたら譲ってください。」とありました。記事を見ますと、使わなくなった楽器があつたら大切にするので譲ってほしいという記事でありますけども、そのほかは、現在上伊那郡内の中学校からあいている楽器を借りてきて練習して演奏している状態と聞いております。こうした古いものを使うってことは大変素晴らしいことではありますが、こうした呼びかけに必要な楽器が本当に集まったのかということと、また、必要な備品は計画的に購入するよう検討されているかどうか、現在不足している楽器などの必要な費用はどのくらい要するのかということが心配であります。今度の教育委員会改革でもって首長が会議を招集しますので、以前よりも必要な予算が親身にわかるんじゃないかと思っておりますけども、教育委員会の考えを伺います。

○教育長 西小学校の関係でありますけれども、西小学校の鼓笛隊は平成3年に旧飯島ロータリークラブからトランペット8台とトロンボーン4台の寄附を受けまして、金管楽器が加わってきました。その後、村の学校予算で順次マーチングの楽器とともに金管楽器も7台加えられてきております。

来年度は、6年生の児童数も例年に比べると増え、また、楽器、現在はトロンボーンとトランペットが中心でありますので、その中にユーホニアムとかアルトホルンという楽器が数本取り入れることができたらということで要望がありました。しかしながら、楽器はかなり高価なものでありますので、一気に多くの数をそろえることは難しいわけでありまして、それぞれ1本ずつと和太鼓1個という予算案となっております。そういうようなことの現状がありまして、広く呼びかけるというあの新聞の報道となったというふうに思っております。

その結果でありますけれども、楽器の譲渡はありませんけれども、飯島のフルートの会社から楽器の修理のボランティアをいただき、見ていただくことができました。

また、PTAの協力で地域に呼びかけをしていただきました。こちらのほうにつきましても、協力をしていただけるというようなこととお聞きをしております。

楽器は高価なものなので、中学の吹奏楽でもやはり計画的に予算化されてきております。小学校でも計画的に修理や補修をしてきているところでもあります。

○6 番 (柳生 仁) 計画的に予算化されているっていうことでございますけれども、自分たちが行っているイベントの陣馬形山ののろしときにも小学校の太鼓の皆さんが来てくれて、本当にイベントを盛り上げていただいております。やっぱりそういった生徒さんのこの音楽に関する活動っていうのはすばらしいものだと思っております。楽器は、さっきのように高いんだけど、ぜひとも村でしっかり予算をお願いしたりして取り組んでもらいたいなと思っております。

今度のその新聞報道では、教育長は知らなかったところで記事が出たっていうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○教育長 学校とは常に連絡をとっておりますので、必ずしも知らなかったということではないというふうに考えていただいて結構だと思います。

○6 番 (柳生 仁) 29年度予算はほぼ成立しておりますけれども、また新村長にかわってからきつと補正等もつけられると思っておりますけれども、ぜひ必要なものは必要ということをしっかり言っていただいて、購入していただきまして支援するといいいかなあと思っておりますし、また、お金の面でも、一般村民へもときには呼びかければ寄附もあるかもしれないし、そういったことに積極的に取り組んでもらって、こういった支援ができればと思っております。

次に前段の最後でありますけれども、スクールゾーンの表示は現在の表示のままでよいかっていうことでございますけれども、こういった問題、過去にも質問しておりますけれども、村内のスクールゾーンの表示は、私は走り回ってみて、確かに大きい看板ではあるんだけど、余り見えやすいようには感じられない部分があります。表示箇所は、おおむね学校から500m以内くらいになっておりまして、住民の方から、これは

子どもさんを持つ親御さんでございますけれども、学校の周辺だけじゃなくて、何らかの形でもって子どもの通学路の表示がわかるようなことができないかっていうことの話がありました。

中川村は多くの観光において村外者が来てくださって、どっちかっていうと、その子どもさんの歩くことをわからない方もおられるかもしれないっていうことから、何とかすることができないかっていうことでございます。簡単な例として、何時から子どもが通学します、下校しますっていうようなことの表示でございますけれども、今ここで表示の形は見せられませんが、何らかの形ができないかっていうことを伺いたいわけでありまして。

村内を見ていきますと、片桐のほうでは南田島の端から旧道を歩いて子どもたちが学校まで来ます。そうしたところでもって、やっぱり通学路っていう表示があるといいのかなっていう、中通のほうも上のほうから大勢子どもが歩いてきますし、また、南向のほうでは少人数ですけども山奥のほうから子どもが歩いてきます。こういったものについて子どもさんが歩いてくるんだよっていうことがわかる仕組みが欲しいということでもございました。

また、本年、スクールゾーンでございますけれども、路面標示が確かどこもなかったかと思っておりますけど、グリーンベルトが設置してありますので、そこら辺は歩行者用かと思っております。

そういったことでもって、スクールゾーンの表示はこのままでよいかっていうことと通学路っていう表示ができないかっていうこと、また路面に通学路またはスクールゾーン表示ができないかっていうことの3点を伺います。

○教育次長 それでは私のほうから答弁させていただきます。

スクールゾーン表示看板の現状でありますけど、東小の通学区域に3枚、西小学校の通学区域にやはり3枚、中学校の通学区域に4枚、合計10枚設置がされております。

役割としましては、通行車両への注意喚起を促すという目的であります。

その看板でありますけど、およそ縦1.2m横幅50cmくらいでありまして、黄色地に黒で「スクールゾーン」「学童注意」「中川村」という文字が示されております。

看板以外、路面標示につきましては、現状村内には1カ所もございません。

通学路の安全確保に関する取り組みでありますけど、一昨年の平成27年1月22日の日に関係機関の連携を図るため中川村通学路安全推進会議を新たな推進組織として立ち上げました。また、この会議におきまして、推進方針として中川村通学路交通安全プログラムを策定をして進めているところでございます。

推進組織でありますけど、駒ヶ根警察署公安委員会、県道を管理します伊那建設事務所、それから村内3校の学校の代表者とPTA、村道を管理します建設水道課建設係、総務課交通防災係、教育委員会総務学校係の6者により構成がされております。

通学路の危険箇所を学校から教育委員会へ報告をいただきまして、昨年度、平成27年度につきましては10月の19日、今年度、平成28年度は、年がかわっておりますけど、昨年の10月28日に推進組織によりまして現場合同点検と対策会議を持っているところ

でございます。点検結果や対策内容につきましては、中川村ホームページへ掲載をしまして、関係者間で認識を共有できる方法をとっているところでございます。現状、村のホームページにつきましては、27年度末の状況が掲載をされておりますが、近々平成28年度版へ更新を予定をしているところでございます。

ご質問のスクールゾーン表示看板のデザイン、設置数、スクールゾーンの路面標示の設置につきましては、今申し上げました中川村通学路安全推進会議の次回平成29年度の会議において検討いたしたいと思っておりますので、お願いします。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 検討するっていうことでございますけども、やっぱり住民からホームページで出しているっていうお話がありましたけども、その通学路の危険とかいったものについては、ホームページでどのくらい見られていると認識されているでしょうか。意外とホームページって見てくれているような見てくれないような気がするんですけども、教育委員会としては、ホームページでもってそういったことを流した場合にどのくらい見てくれているというふうにお考えでしょうか。

○教育次長 村のホームページの閲覧状況につきましては、詳しくは確認ができませんけれども、これまで、交通安全につきましては推進組織がございせんでしたので、学校から出てきた要望につきまして教育委員会で取りまとめて総務課の交通防災係を通じて警察署の公安委員会のほうへ要望を上げていただいて、最近では西小学校の南側の信号機、中学校の西側Tの字の交差点の信号機、あるいは中学校の南側の南原へ侵入していく3差路の横断歩道、それから、6～7年前に東小学校の小学生が絡む人身交通事故が葛北と柏原のちょうど境界あたり、県道ですが、発生をしましたので、現場を見らる中で、その場所についても横断歩道の設置等を順次進めていただいている状況でありまして、その結果を今申し上げたホームページのほうへ現状について載せるとともに、それ以外、まだ対策が行われていない場所についても危険を知らせるという意味で一覽として載せている状況であります。

○6 番 (柳生 仁) 今説明あったように、各署、危険箇所があつてホームページに載せたっていうことでありますけど、できれば安協とも連絡とっていただいて、地域に安協の係がおりますので、それぞれの集落、村中の中の危険箇所、子ども、特に子どもの通学でありますので、こういったことを出していただくとありがたいかなあと思っております。っていうのは、私、昨年は地区の安協の係やっておりましたけども、そういったようなことの指摘はなかったのかなあと思っております。ぜひとも地区に下ろしていただけると、地区ではそれぞれに回覧をするなり会合をするなりして周知できるわけありますので、そういったことを今後取り組んでいただければと思っておりますが、そういったことを安協との連絡を密にしながらできるでしょうか。

○教育次長 先ほど申し上げました推進組織の中に総務課の交通防災係が入っております。安協とは、その交通防災係が密接な関係を持っておりますので、会議の中ではそういったことを申し上げて、地区によっては危険な所には足跡のマークを、その地区ごとに書いて注意を促すとかしているところもありますので、いろんな方法を考えたいと思っ

ております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも大切な子どもを預かっておりますので、教育委員会、交通防災、一緒になって、何らかの形でもって交通事故に巻き込まれないような仕組みを検討していただければと思っております。

それでは、次の役場庁舎屋上の太陽光発電量の見える形をということで質問してまいりますけども、村庁舎の屋上には太陽光発電が設置されまして、毎日電気を発電し、庁内の電源として利用しておるわけでありまして、きょうもこうした電気が屋上の太陽光から来ているかと思っておりますけども、村では、この電気を差し引きで扱っているために、その発電量、金額にしてどのくらい収入になっているか、住民にはわかりにくい状況になっております。わかりやすい方法はないかっていうことでありますが、私は、当初全協で説明があつたとき「役場の休日の電気は売電するのですか。」と尋ねたところ、「休日の電気は売電します。」と回答があつたように記憶しております。そのことを確認したところ「休日の余った電気はない。」というような返事があつたように思います。役場屋上の太陽光発電の状況を毎年広報にて、決算報告という言い方がいいかわかりませんが、こんな形でもって実質収入になっているんだっていうような報告をしていただけると、住民もわかりやすいのかなあと思っております。

また、これを電気として売った場合の金額として、何年ぐらいで原価になるか、あわせてお伺いいたします。

○総務課長 役場庁舎屋上の太陽光発電施設につきましては、平成27年度の役場庁舎太陽光発電LRD化工事という事業で設置したものであります。その際には全協等での説明があつたかというふうに思います。

それで、その工事費の財源としましてグリーンニューディール基金市町村事業補助金というものを充てておるということでございます。

それで、発電量につきましては、太陽光発電計測装置ということで、太陽光発電モニターというものがあつまして、1階の事務室の中央に設置をしてあつて、現在の発電の電力や1日の発電電力量などが随時見るできるようになっております。また、日々のデータも蓄積をされております。

それで、売電収入でございますけれども、現在村の収入とはなっておりません。といいますのは、施設の設置に当たりまして、グリーンニューディール基金により導入した太陽光発電設備の運用について、売電収入を管理する基金をつくって適切に運用することが求められました。そして、造成した基金につきましては、使い道が基金事業で導入した設備や再生エネルギー発電設備等の維持管理、更新にかかる経費に限定をされたわけでありまして、その考え方といいますのは、基金事業が全額国民の税金を原資としておるということで、再生可能エネルギーの推進という目的にかなうものでないといけないというものであつたということでございます。そういった基金化ということがあつたということと、もう一つは、基金をつくらぬ運用方法としまして、その余剰電力を電力会社に無料供給するという方法でございます。ですので、基金をつくるか電力会社に無料供給するかという選択があつたわけでございます。そうした

中で、どちらの運用がよいかということを検討した結果、基金をつくらずに無料供給方式としたということで、現在売電収入は入っていないというのが現状でございます。といいますのは、実際に検討の内容でございますけれども、役場庁舎に必要な電力以上の発電設備の設置が当時できなかったという中で、実際に余剰電力が生じるのは、お話のありましたように、土日や、あるいは長期休暇、年末年始などの連休に限られるということで、その限られた日に発生する余剰電力の売電収入で基金をつくったといたしましても、売電するための装置の設置あるいは更新という費用だけでほぼ終わってしまうだろうということが見込まれましたので、費用対効果を勘案しまして基金設置を見送ったという経緯がございます。

○6 番 (柳生 仁) 26年の電気代、27年の電気代、引いていくと金額が出てくるわけですが、この差額が、金額ベースにすれば、この発電で浮いているお金という解釈をしてよろしいのでしょうか。係に聞きますと、差額があるで、それが電気代の収入だよと言っておりましたので、そんなふうに伺っておりますけど、これ、国の補助でありますので原価のことを考える必要ないかもしれませんけども、この差額でもって、実質、もしこれが売電した場合だと、この投資したものが1,879万2,000円ばかりあるんですか、これ、何年くらいで元が取れるような仕組みになっているのか、元を取る必要はないかもしれませんけども、伺えればと思いますけども。

○総務課長 売電収入につきましては、単価の設定にもよるんですけれども、売電をしないという判断をした中で、正確な金額は算出をできておりません。

それで、27年の12月ごろから太陽光発電の切りかえになっておりますので、大体1年がたったという段階でありますので、比較をするとすれば、その前の、設置する前1年間との比較の中でどのくらいの効果があったかということから類推をすることになるのかなあというふうに思いますけれども、正式なまだ数字にはなりませんけれども、電気料だけで比較しますと大体3割～4割くらいの節約になっているのかなというふうに見ております。正確には、また決算数字が出た段階で申し上げますけれども、そんな状況でございますので、その分が売電益に換算すれば出てくるということかなあというふうに思います。

○6 番 (柳生 仁) 28年度決算でもって詳しい数字が出るものと期待をしております。出してありませんけど、ちょっと関連で、もしできたらでありますけども、片桐診療所とパークハウス滝戸、サンライズ中田島で収入が年間約80万円ほどある仕組みになっておるんですけれども、私は、前段の質問とごちゃ混ぜになりますけども、行政によっては、行政でする太陽光発電の売り上げを子育て支援に充てようというような行政もあるようで、新聞等もたまに載ってきます。現在この3カ所の売電は村の一般会計に入っていると思いますけども、今後こういったものを、前段学校のほうでも楽器買うのに非常に金が要るんだっていう話があったんですけども、そういった目的に使えるような仕組みを考えてもらえたらと思って今質問したいんですが、ちょっと唐突ですか。もしできたら伺いたいと思います。

○建設水道課長 当時、私のほうでグリーンニューディール基金事業をやっていたので、ちょっ

とわかる範囲で説明させていただきます。

片桐診療所と、それから役場庁舎につきましては、GND基金事業ということで、先ほど総務課長のほうで説明いたしましたとおり、そういった設置をした事業の機器の修繕等にしか使えないということで、一応、国民の補助金の二重投資を図るということで、環境省のほうからそういった指示が出ておりました、そういった場合にはそういった基金をつくってそちらに充てるというふうになっておりますので、それについてはできません。したがって、今、サンライズと滝戸につきましては、住宅の共有部分についての電気料も含めてそちらに充てて、事業のほう——事業っていうか、維持管理やっておりますので、それは、ちょっと今の段階では、新しい事業のほうへ持っていくというわけにはちょっといかないかなあというふうに考えております。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 予算、急な質問をしてすみません。予算のほうに片桐診療所、それからサンライズとパークハウス滝戸、それからサンライズ中田島の収入源に載っておったんでちょっと質問させてもらったわけでありまして。そういったことで急な質問をしましたが、以上でもって私の質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に8番 大原孝芳議員。

○8 番 (大原 孝芳) 私は2問の質問をしたいと思います。

まず、質問始まる前に、私はいつも3月議会で言わせていただいておりますが、きょうは3月8日ですか、ちょうど6年前の3月11日には東北のほうで大きな地震がございました。私たちもあのとき何をしていたんだろうと思います、ちょうど6年前は全協をやっていて、本当に部屋を飛び出すつうような記憶がございます。テレビなどの報道を見ますと、ちょうど6年たつところで、私たちが特に知っているところは飯舘村なんですが、4月から帰還可能になりまして、一部は除きますがというような報道がございました。それから、立派な飯舘村の役場がテレビ放映されまして、そこに、そこから議会が始まっていくんだなあと思ったり、また住民もそこへ通われるそうなんですが、全体的に見ますと、年配の方は多く帰られるそうですが、やはり子どもさんを、子育ての皆さんたちはなかなか帰れないと、それは、もうまさに放射能汚染が原因と考えられます。そういった、まだ除染最中、あるいは放射能の危険がある場所もございますし、また、それを危惧し帰れない人がいっぱいいらっしゃいます。そうした中で、日本は原発を再稼働しようとしています。そういったことの現実の中で、私たちはこれからどういうふうにこの社会を、原発をなくそうという勢力もございまして、逆に原発をまたどんどん動かしていこう、あるいは輸出していこうという機運もございます。しっかり注視していかなければならないと考えます。

では質問に入りたいと思います。

まず1問目としまして「保育所で国歌を歌うという厚労省の指針について」という題で質問をしたいと思います。

まず1番目としまして、厚生労働省が保育所の運営指針について2018年からの改定

案を公表いたしました。新聞報道等では2月16日に報道され、厚労省の発表は2月の14日でございます。内容につきましては、3歳以上を対象とした項目で行事で国旗に親しむとか、国歌、唱歌、わらべ歌や国の伝統的な遊びに親しむというようなことの中で国歌を歌いましょうと、そういった指針ですか、そういったものが発表されました。

まず最初にお聞きしたいと思います。まず、これは保育、中川村は保育園しか、保育園しかないもんですから、担当課は保健課だと思っておりますが、こういったことを承知しているか、まずお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

ただいま議員が申されましたとおり、2月14日、保育所保育指針の全部を改正する件として厚労省がパブリックコメントを開始をしております。承知しております。ですが、国からは特段我々のほうに特別な情報提供はございませんので、パブリックコメント以上の情報はございません。

○8 番

(大原 孝芳) 私は、2月16日に新聞報道されましたので本当に驚いたわけですが、まず、ここまで来たかというのが本当の感想なんです、保育園ですかね、保育園で子どもたちが「君が代」を歌わにやならないかっていうことが、まず単純に思いました。それから、そういった発表があって少し時間がたったときに、今話題のですね、あの森友学園の件が今大きく話題になっています。それで、私は、この記事見てですね、これはどうしても一般質問しにやいかんというような気持ちでいたときにですね、森友学園の件が出てきまして、そうするとですね、どうもこの話はですね、つながっているんじゃないかっていうのが気になってきまして、つまり、一国の総理夫妻がですね、皆さん御存じ、森友学園っていうのは保育園をやっています、幼稚園ですか、やっています、そこで教育勅語を教えていると、そして子どもたちがそこで教育勅語を暗記してやっている報道が、皆さん見たことあると思っております、つまり、これは厚労省ですからですね、国がこういうふうにしていきたいっていうことで、そうすると、一国の総理夫妻はですね、あの森友学園は素晴らしい教育をしていると言って今のような話題に、大きなところに、何ていうんですかね、「私は被害者だ。」って彼言っていましたけど、そういうような報道がされていますが、つまり、どうしてもつながっているんじゃないかなってというような気がしてなりません。それで、村のほうへ質問する前にですね、私のちょっと意見を言わせていただきたいんですが、つまり、小学校では今、小学校や高校までは、卒業・入学式については国旗掲揚し、今「君が代」をですね、歌います。これ、まだ法律である程度規制をかけられたり、そしてまた、それに違反すると先生たちが罰せられたり、裁判が起きたりはしていません。そうした今世の中の中で、やっぱり今の国——今の国というか、政府はですね、どうしてもこういうふうにしていききたいんだというように勘ぐらざるを得ません。過去には国立大学の卒業・入学式にもですね、国家を歌いましょうといった、強制力はなかったんですが、そういったことを要請しました。しかし、国立大学の中では拒否した大学が多数ございます。そうした中で、私は、さきに議会と教育委員会の懇談会も持たせていただきましたが、教育委員長からのお言葉の中にもありましたが、教育

の中にそういった政治的、権力的なことでは、あつてはならないというお言葉もしっかりして、聞いています。しかし、国はどうしてもですね、こういう形で現場に押しつけてくると、それで、今回、下に書いてありますが、強制ではないよと、そう言いながら、時間を得て、最終的には強制つつうか、つまり国旗・国歌法みたいなものですね、法律でくくってですね、強制的に行っていくと、そういう一連の経過がございまして、私は、どうしてもですね、中川村の、私も保育園の孫がいますが、私も孫には絶対歌わせたくない、その場ですね、子どもが歌いたくなったら歌っても構わないんですが、こういった形で、中川村の保育園でですね、いきなり「君が代」が聞こえてくるようなことはね、そんな現場は、私はあつてはならないと、そんなふう考えています。

今、これから担当課長のお話聞きますが、まだ発表されたばかりですので、村の対応といつてもですね、また大きな考えはないと思うんですが、まず、そういう対応をどういうふう考えているかということと、また、もし課長、保健福祉課長のほうですね、今の状況を見ながらですね、どうというようなプロセスでこの問題について考えているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

現場、保健福祉課も保育園も、ともどもでありますけれども、現時点での認識といつても、気持ちとしましては、現在の保育園の主に行事の場面で「日の丸」や「君が代」が似つかわしいような場面はちょっと想像ができません。したがって、現時点でどこをどう変えるというようなことは全く考えがないわけでありまして、ひとたび指針という形で示されますと、その後この指針をどう扱っているのだという問い合わせというか、そういったことは容易に予想がされまして、何もしていないという答えがいつまで通用するかというのは疑問に感じるところでもあります。

ただ、この件が出てきたのは、この保育所保育指針の改定については、社会保障審議会児童部会保育専門委員会が一昨年の12月から検討を始めて、約一年間の検討を経た上に議論の取りまとめというものを示して、それがベースになっているというふう認識をしております。その専門委員会の議論の中では、国旗、国歌という表現が使われたというのは、直接は読み取れておりません。ですが、その場では「保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ」と題しまして、いわゆる幼保連携や小学校への接続という観点から「保育園、認定こども園幼稚園の各施設における教育内容が同等のものであることが適当」という記述がございまして、やはり本年2月、同日14日に文科省のほうで幼稚園の教育要領の見直し案というのでも示されたそうございまして、そちらのほうにも同様なことが書かれているというふう承っております。そちらの要領のほうについては承知はしていませんけれども、保育所保育指針に限ってみますと、国旗、国歌が登場する部分は、現時点ではいかにも唐突な書きぶりかなあというふう受けとめておるところであります。

いずれにしても、厚労省関係としては、幼児教育という観点で文科省の方針に従ったというのが現状の位置づけかなあというふう理解をしております。

○8 番

(大原 孝芳) 今、課長の答弁の中で、やっぱり主導はですね、私も、今課長言わ

れたように、文科省のほうがですね、主導で、ですから幼稚園ですかね、そうする中で厚労省にも足並みそろえましょうと、そういったことで保育所で歌うという同じようなことをした経緯だと思います。先ほど5番議員も道德の話もしましたが、これは、私は、もうまさにですね、全部つながっているんですよ。文科省が主導をしてですね、ですから、そりゃあ、さっき、ちょっと話は飛びますが、教育長の話でいいんですが、やっぱり今の政権の中でですね、どうしてもこういうふうにして縛っていくこと、それから、それがですね、最終的には憲法改革につながっていくという、もう、一つの流れがですね、もう私は十分できていると思います。こうした中でですね、私は、ぜひ、何ですか、近い将来ですね、こういったことが国のほうからですね、今言ったようにパブリックコメント、あと、あるいはなんですか、それを得てですね、また、いずれ、来年、18年の4月からって言っていますので、出てきますので、ぜひ、また、今の課長の答弁ですと大丈夫のような気がしますが、ぜひですね、中川村においては、ぜひこういったことを断固拒否していただきたいと、私は、そういったことをお願いしまして、次の質問に参りたいと思います。

2問目としまして、曾我村政の12年を振り返ってということで村長にお聞きしたいと思います。

まず1番目としまして、合併せず自立を選択した結果、どのようにその今日までを評価するかということで、ちょっとアバウトな質問でございますが、曾我村政というのは、まさに自立をどのようにしていくかという、そういった大きな命題を背負ってスタートした損性でございます。その中で、私も過去に一般質問させていただきましたが、合併しなくてよかったのか、あるいはやってよかったのかっていうような話をですね、総括すべきじゃないかっていうような、そういう話をしました。中川村ではですね、住民投票しましたら合併したいという方が多かったわけですね。そして、宮田村はいち早く合併から離脱し、飯島、駒ヶ根では同じように住民投票をしましたら合併反対、しかし、中川村だけが合併したいという方が多かったんですよ。そういった中で曾我村政のスタートだったんです。そんなことも村長は十分承知しているわけでございます。村長、今回が最後のこういった議会、議場での発言は最後だと思います。本当に率直な村長のお考えを、まず1問についてお聞きしたいと思います。

○村長 お話のとおり、中川村は合併したかったというよりも、合併やむやなしというか、受け入れざるを得ないというふうな、住民投票の結果そういう形になったけれども、駒ヶ根市と飯島町で行われた住民意向調査、アンケートといえますか、そういうもののあれでは合併をしないほうがいいというようなのが出たので、中川村の集計結果とは違う形で合併しないという形に、結論に達したということだと思います。だから、中川村として、一番合併せずに自立で何とかやっていこうという運動は中川村が一番しっかりと激しくやったと思いますが、結果的には、余り、それ、そんなふう動いていなかった駒ヶ根市、飯島町のほうで反対が出て、合併しないことになったということだと思います。そういうちょっと複雑な状況はありましたけれども、いずれにせよ結果的に合併せず自立の、自立でやっていくと、中川村として残ってやっていくとい

うふうなことになったことについては、私は個人的に大変よかったなというふうに思います。それについては、先日もお話がありましたけれども、そのとき一番心配されていた、合併せざるを得ないというふうな判断の根拠となっていた財政問題が、実はそんな大変なことにはならず、逆に非常に健全化が進むような形でできたと、結果論的にはそういうふうなことがあったというふうなこともあります。何より、こういう形で、中川村議会、中川村として議会を持ち、中川村としてこれからどういうふう村を運営していくのかというふうなことを自分たちで議論し、自分たちで決めていけるというふうな、そういう状況でいられたということは本当に意味が大きかったなあとというふうに思います。その2番議員の席が空席になっていますけれども、亡くなられた湯澤議員さん、大変その自立の村づくり、自立をしたほうがいいんじゃないかというふうなことで中心的にみんなを引っ張っておられたというふうなことを思い出しますし、そんなふうなことを考えるとですね、亡くなられた湯澤議員の功績というのは大変大きかったなと、おかげでこういうふうな形で中川村議会、中川村が存続しているなというふうに感謝を申し上げたい気持ちであります。

○8番 (大原 孝芳) 今、村長のお答えで非常によかったというお話でございます。

近隣で合併したといいますと伊那市でございます。長谷村と高遠町ですか。それで、私も伊那の議員の皆さんにですね、まず議員の現状なんかを聞きますと、長谷村はお1人しか議員がいらっしやらないと、それから、高遠町では今現在ではですね、2人だといったことで、私も、じゃあ、あのとき私も議員でしたので、例えば合併したとしますとですね、中川村から何人ぐらいの、例えばですね、最初はですね、何ていうんですかね、緩和措置っていうかですね、ありまして、最初は多めに議員になれたんですが、次の選挙からは、もう合区としてやるからですね、じゃあ何人が中川村出身の議員として合併した市へ行けるんだろうなんちゅうことを、こう、真剣に考えたこともありました。まさに合併するということはですね、中心部にとっては非常に大きなメリットがあると思いますが、周辺部については非常になかなか、何ですか、住民にとってはですね、不満足な状態になるっていうような、私も社会教育委員やっているときにですね、合併した方たちと、それこそ栄村から天竜村の衆が全県集まるような集会なんかでお聞きしたことあるんですけどですね、相当不満が、こう、噴出してましたよね、こんなはずじゃなかったと、です、あのときは、合併しないんですね、私も中川村がしたかった、村民がしたかったっていうんじゃないで、村長言われるようにせざるを得ないような、それこそ情報操作、悪い言葉で言えばですね、情報操作されたかもしれませんよね、そういう中で、いやあ、これだつて、村が潰れちゃったら大変だよっていう中で、そういった村民の声が多かったっていうような、言われてみればそうかなと思います。しかし、今、村長言われたように、今の財政の健全化というのもですね、私たちもいろんな決算の中で承知していますし、それから、人口も少なからず減ってはいるんですが、急激なダウンでもない、非常に、何ていうんですか、これからまだですね、希望を持って進んでいけるような状態であるっていうことを、私は、じゃあ、そのときに合併しようって言った人をですね、攻めるわけ

ではございませんが、しかし、歴史としてですね、村長が12年間やっていく中でですね、少なからず合併せずにきちんとですね、今日までできたということはですね、これは誰も否定できることではないと、そこをきちんと、私は村民の皆さんにもですね、一緒に共有していただくことが大事じゃないかと、それは、これからやる問題点はね、まだしっかりございますが、しかし今日まではですね、合併せずにきちんとやってきたと、そこら辺は共通認識は持っていくべきじゃないかなと、そんなことで今お聞きいたしました。

次に2番の問題に入りたいと思います。

国と地方自治体のあり方についてどう考えるかということで、私も、この曾我村長になられてからですね、以下のこともちょっと質問したこともございますが、とかく曾我村長になってからですね、よく公共事業、公共土木的な仕事ですかね、そういったことが減っちゃったんじゃないかとかですね、減るとか、そういった声もあったように聞いて、あったように思います。それから、村長は、沖縄の問題、あるいは原発に反対する市長会議とかですね、いろんなところに足を運びまして報道されました。そうしますと、村長は村の事業をちょっと軽く見ているんじゃないかっていうようなね、だから、もっと村にとどまって、もっと村の仕事に専念しなさいよと、そういった意見もあったかと感じています。そういったことに対して村長のご意見を聞きたいということ。

それで、私のほうからは、まずですね、まず曾我村長の一番の、12年間で私は一番象徴的なものはですね、2010年でしたかね、あのTPPのデモがございました。私も違う場でも申したんですが、つまり、あのときは中川村にTPPが批准されちゃうとどうということが起きるかということで、あらゆる団体ですよ、役場、それから商工会、JAとかですね、あらゆる団体が中川村からチャオまで、軽トラとかですね、トラクター持ってデモ行進をいたしました。つまり、過去にですね、こんなことがあったのでしょうか。私の今までの村政がよかったとか悪かったということではなくて、つまり、曾我村政のこれが私は特徴であると考えます。したがって、曾我村政はですね、今までの村政と違ってですね、例えばしっかり主義主張を唱えてきたかと思えます。国に向かってはしっかりまずいと言い、いいものはいいと言う、そうしたことがですね、逆に村民からですね、理解されていないと、それから、地方自治のあり方というものに対しても、やっぱり捉え方がですね、住民と少しギャップがあったと、あったというよりも、村長の思いとですね、住民との思いが少しかみ合っていなかったと、したがって、ぜひ村長、ここですね、そういったことについてですね、最後になりますので、しっかり述べていただきたいと思いますが。

○村 長 公共事業が減っているのではないかというふうなお話、多分、それ、国との関係というふうな中でのことなので、村の公共事業っていうか、建設関係の予算云々というよりも、国から、その村へのあれがっていうふうな意味ではないかと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

○8 番 (大原 孝芳) そういうことです。つまり、曾我村長はですね、やっぱり国にしっ

かり物を言うから、非常に、例えば敵対も、極論を言えばですね、されちゃうと、何か予算が減っちゃうんじゃないですかとか、そういうような、私のようなことを思った村民がいらっしゃるのではないかと、そういう意味でお聞きしています。

○村 長 もし、そういうふうな感じ方があるとしたら、やっぱり国とか、国だけじゃなくて県の皆さんに対しても、ちょっと理解が少なく、ご努力いただいていることに対して理解していないという意味で失礼な部分もあるんじゃないのかなというふうなことを思います。

そういう趣旨だろうというふうに理解をして原稿を用意したんですけども、今やっていただいている、県のほうで、そういう建設関係の事業というふうなことではですね、御存じのとおり伊那生田飯田線、竜東線の北組と本郷間についていよいよ本格的に始まってくるといふようなことがありますし、これは、もう一つはリニアがらみな部分もありますけども、松川インター大鹿線の改良工事が進んでいると、それから、もうこれは随分長く、思いがけず難工事となって続いておりますけども、太田副知事が建設部におられたときに決定していただいた飯沼一美里間の村道北山方飯沼線の過疎代行の工事というのがありますし、それから小和田の取水施設、横前、三共ほかのため池など農村災害対策整備事業における農業施設改修工事というふうなことも大きなことでございます。ほかにも漏らしているのがあると思いますけども、以上が県の代表的なもので、国の事業で言うと、先日完成をした小渋ダムの堰堤改良バイパストンネル、あのときには国会議員の方々もたくさん来ていただいたし、県議の皆さんも来ていただいて、国交省の幹部の方々も、え、こんな方も来てくださるのかみたいな方も来ていただいて、盛大にお祝いできて本当によかったなと思いますけども、それが今年の秋に完成をしました。それから、今は四徳川の砂防工事をしていただいておりますし、天竜川の堤防、何カ所もちょっとまだ不十分なところがあるので、そのうちの一部についてちょっとやっつけようかなというふうなことで、これはまだ下打ち合わせの段階というふうな感じでございますけども、そんなお話もしています。それから、坂戸橋周辺の国道について、県のほうでのり面工事をしていただいておりますけども、本格的な改良が必要であるというふうなことで、その辺の要望をですね、そろそろ始めていくための下打ち合わせといえますか、地ならしというような形もやっておるといふふうな、そういうふうなことでございます。そんなことで、いろいろ県、国からも、個別に言うとそういうことなんですけど、もう少しわかりやすく申し上げますと、本定例会に提案しております来年度予算案の中に伊那の上伊那土木3団体というふうなものへの負担金というのが計上されています。上伊那土木3団体っていうのは、私が長といいますか、仰せつかっておるんですけども、道路整備期成同盟会、治水砂防協会、それから河川協会、それの上伊那の団体でございまして、それを仰せつかっているというふうなことで、上伊那、中川村だけじゃなくて上伊那全体の道路や砂防、治水砂防、河川の課題について、国交省、あるいは財務省、あるいは地元の国会議員の皆さん方のところですね、しばしばご要望をしに行くと、上伊那全体の道路のことについては、県会議長さんもその一番の頭をやっていただい

るので、ご一緒に国交省、財務省に回ったりというふうなことをしておるといふうなことでございます。それで、その土木3団体の負担金というのを、今、予算書に入っていますけれども、それがどうやって出てくるかというです、それぞれの市町村にどれだけの事業が割り振られたかと、国、県の予算がどれだけ投下されたかという、その実績に基づいて計算されるというふうなことなんですけれども、来年度の中川村の負担金というのは伊那市、辰野町、駒ヶ根市に次いで4番目に多いです。上伊那の中で言うと。そういうことで、中川村の人口とか、小さい村ではありますけれども、上伊那の中で4番目に、いろいろ課題もあるというふうな見方もできますけれども、いろいろ心配をさせていただいて、目を向けていただいて、それだけの予算を投下させていただいておるといふうなことでございまして、国、県ともにですね、なかなか予算が厳しい中ではあるというふうな理解しておりますけど、その中で必要なことについてはしっかりとやっていただいているというふうなことで、大変ありがたく、感謝を申し上げる次第でございます。

それから、こちらが本題かと思えますけれども、国に対して村に関係のない主張が多過ぎるんじゃないかというようなご指摘もいただきました。村に関係ないという、関連しないというふうなことはですね、中川村が国の全体の統治下に、統治されている中にあるというふうなことから、関連しないことが、国の政策で無関係なことというのにはあり得ないと思えますけれども、特に先ほどおっしゃったTPPですとか、TPPなんかは農山村の暮らしや医療制度、食の安全等々、中川村村民の生活に多方面に重大な影響を与えますし、原発というのは、飯舘なんかの様子を見てもたくさんの人々からふるさとを奪ったと、それから、また再稼働が始まっているし、風向き次第です、どこがどういふ被害に遭うかわからないというふうな、はっきり言って、尖閣とかですね、いろんな話がありますけれども、それ以上の国土の毀損になりかねないことをちょっと軽々しくやっているのではないのかな、そのとぼちりて我々の中川村、我々のふるさとが台なしにされたら困ってしまうというふうなことは自治体として言っていかなければいけないというふうに思います。それから、沖縄では、住民自治というふうな、住民の声というものを無視して、国の論理でどんどんことが進められていくというようなことになっています。このことについていけば、沖縄の遠くの話じゃなくて、長野県の中でも東信地方では、アメリカ軍機と、アメリカ軍の飛行機と思われるとしか今は言えないという、それもまた大変歯がゆいところですけども、正体不明の飛行機の低空飛行訓練と思われる爆音で、それが住民の間で問題になってきて、この間、御代田町の町長さんとか、みんなですね、それも米軍じゃなくて国交省のほうに交渉にっていうか、問い合わせに行くというふうな、そういうような歯がゆい状態が続いているというふうなことが起こっています。住民、ちょっと待ってくださいね。ですので、そういう形でいろんなものが住民の暮らし、村民の暮らしに直結をしてくるので、そのことについては、住民を守るためにですね、自治体というのはやっていかなければいけないというふうに思います。自治体というのは、その国の統治の末端を担うという部分と住民自治のとりでとなるという部分、両方、住民

の国の間で、ある意味板挟みのような状態にあると思うので、その中でどちらの立場をとるかっていうのはすごく大事なことだな、ともかく住民の立場に立たねばならないというふうに思っていますけれども、ちょっとすみません。原稿に戻ります。

建前上はですね、国と地方は対等と言われてはいますが、実際には圧倒的に国のほうが力が強いというふうなことでございますので、そんな中で、自分たちのことは自分たちで決める、住民の生活は自分たちで守るといふ、地方自治を堅持していくためにはですね、言われるがままではなくて、こちらから言うべきことを言う、こっさり言うとか密室で言うんじゃないで、広く言って、我々はこういうふうな考えでいるんだということをほかの皆さんにも知れるような形で言っていかなければいけないと思います。かつ、そのことをですね、ほかの自治体ともですね、連帯しながらやっていくことが必要だというふうに思っています。

憲法の12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。」というふうな書いてあります。日本国民、日本国憲法の定める国民の三大義務というのでは教育と勤労と納税というふうな言われますけれども、私は、この今申し上げた12条のですね、自由と権利を守っていくために国民は努力せよということがですね、大変、それ以上に重要な国民の義務ではないのかなというふうに思います。当然、自治体もですね、ある意味法人みたい、人の中の国民の一部というふうな考えますし、何よりも住民の自由と権利を守るために、自治体は一生懸命頑張らなさいと、その義務を努力をせよということが憲法によって義務づけられているんだなというふうに思います。

それから、もう一つ、先ほどおっしゃった、その専念、村のことに、ややこしいことには口出しせず専念せよというのは、専念せよとっていうところに主眼があるのではなくて、実際、その部分でね、手を抜いている気は全然ないので、その部分をやりつつ言わないかんことも言っているというふうなところがございまして、実は、その専念せよというのは、専念せよというのがメッセージではなくて、要らんこと言うなど、要らんことをしゃべるなどという、議論をさせない、その理屈がそういう形で出てきているかっていうふうに思いますので、そういう言い方をされないように村のこともしっかりとやりながら言うべきことはしっかりとやるというふうなことをやってきたつもりでございまして、そんなふうな形で思っていたらありがたいなというふうに思います。

○8 番 (大原 孝芳) 最初のことで、公共事業が、例えば曾我村長になってからですね、減ったかっていうような話の中でですね、今もしっかり具体例も出していただきましたし、それから、私たちが承知している中ではですね、曾我村長になってから12年ですか、総額、一般財源のね、総額は30数億円をですね、ずっと大体こう30億円をですね、をいつているくらいで、極端にその中からはですね、感じとれないんですが、減っているっちゃうことはね。ただ、やっぱりそういう、私も建設会社にいたもんですからね、そういうことをね、気持ちはずね、例えば中川村に牧ヶ原にかかる橋がございましてね、あれ創平橋っていうんですよね、つまり、宮下創平さんがですね、

かけてくれたちゅうような、そういう意味ですよね。っていうことは一代議士がああいう橋を持ってこれるっていうイメージが私たちの中にまだあるんですね。例えば田中角栄のような時代の、そういう政治がですね、現在も通用すると、そういうふうになっている方もいらっしゃるかもしれません。しかし、今の村長のお話の中でですね、村民の皆さんもですね、納得していただけるのではないかなと思います。

では、次に3番のほうに移りたいと思います。

村長は、もう就任当時から自由な自治ということで、自由な自治を守ろうとかですね、そういったことで、私たちも、その地方自治体っていう、私も選挙に出るまでですね、地方自治、地方自治って何だろうとかですね、それから民主主義って何だろうとかですね、そういった言葉の、単なる言葉の定義ではなくて、実際にどういうことをすることがですね、自由な自治だとか民主主義だっていうことをですね、なかなか、その学校で習うような文言でしかなかか理解できなかつたんですが、私も10年近くがたちまして、ああ、何となくこういうことが、漠然とわかってきたような気がするんですが、村長は早く、就任当時からですね、そういったことをおっしゃっていましたが、再度ですね、自由な自治っていうものですね、どういうふうに定義づけられているかお聞きしたいと思います。

○村 長 今、自由な自治と、あわせて民主主義がっていうようなお話もありましたので、民主主義というふうなことについて、まあ最後になりますので、最後の議会ですので、ちょっと偉そうなことも言いますとですね、民主主義っていうのは、多数決ではなくて、やっぱりこう、みんなが意見を言いながら、批判し合いながら、学び合いながら考えを深めていくということだというふうに思います。ですので、みんなが意見を言えること、それも立派な意見を言わないとだめとかじゃなくて、思いつきでも何でもですね、自分の気持ちを正直に、俺はこんな嫌だとかですね、俺これ好きとかっていうふうな、そういうレベルのところから気兼ねなく物事を言えること、そうじゃないっていうのは、こんなことを言ったら何かあの人の目が怖いとか、空気を読んでそれをこういうふうに言っておいたほうがこの場はいいかなとかいうふうな形で気持ちと違う振る舞いなり言葉を発しなくてはいけないっていうのは民主主義ではなくて、自分の気持ちを、そんなに、そのままストレートに、もう好き嫌いのところから、俺こう思うっていうところまで、深い考えも浅い考えもですね、言う、それについてまた、傷つけたらいかんとかじゃなくて、傷つけるために言うんじゃないけれども、それはちょっとこうじゃないのと、違うと思うよっていうふうなことも言えると、それについて、ああ、なるほどね、ああ、そういう面もあるのかもしれない、でもねというふうな形で、その議論が、その率直な気持ちの議論がどんどんできていって、そして、ああなるほど、そうかあっていうふうな形でみんなの考えが深まっていくっていうのがあるべき民主主義のあり方だと思います。だから、先ほど申し上げた何か言うとかですね、立場をわきまえて発言しろとか言うのは、反民主主義的な、民主主義の弾圧するようなやり方だと思いますので、誰であれどんどん好きに物を申して、お互いに批判し合って、そこから学び合って考えを深めていって、物事が決まっていくとい

うふうな、そんなふうな村、いろんな人の、何か偉そうな人のことをそんたくしなくていいような村にならないといけないなというふうなことを思っています。だから、自治っていうのは、そういう形で、村外の方の何か顔色をうかがったり、何か権力のある人の、何かこう、ことをそんたくして動き回ったりですね、発言をとめたりというふうな、そういうことのない、それが自治だと思います。村の中の民主主義が外に影響されないというふうなのが自由な自治だというふうに思いますので、そんなふうなことは、本当に村を自分たちで考えて自分たちでよくしていく、先ほどの村の合併せずに自立のまちを守れたんだから、形式的なことだけじゃなくてですね、内実についても自分たちで村のあり方を議論して決めていける、そういう村にならないといけないなというふうに思いますので、そんなふうな村でありたいと、今は、前回か前々回かのときに「自由な自治を守ろう」というふうなキャッチフレーズを私は使いましたが、守るっていうのは今あるかっていうふうなことになるかと思うんですけども、今よりひどくなるか、悪くなるかっていうのはあるかと思うんですが、まあ、現状では完全な状態にはまだなっていないと思うから、もっともっとしっかりと自由に気安く自分たちの意見が言える中川村にさらになっっていけばうれしいなと思います。

○8 番 (大原 孝芳) 今、民主主義の考え方、あるいは自由な自治ということでお話を聞きました。私たち議会も議会基本条例をつくらせていただいたんですが、その中にもですね、やっぱりそういった民主主義の中で、こう議論をどうやって深めていくかということですから、多分意見が違うっていうことは当然ですが、それをどういうふうに重ねていくかということですね、議員間の活発な議論を進めるちゅうこと、それは条項にうたってあるわけですね。まさに今村長の言われる民主主義のですね、一つの手法としてですね、一番大事なことを今村長は言われたかと思います。

では、最後にまたお聞きしたいと思います。

間もなく村長選が始まります。村長は12年間ということで、本当にご苦労さまでございました。早くからやめるよということをおっしゃって、非常に心残りのこともあるかと思います。さきの議員の一般質問についても、しっかり次期の村長につないでいきたい、リニアの件、農業問題と幾つかご回答がございました。今、そういった、何ていうんですか、具体的な例、あるいはですね、今言ったような、その行政に対するものの考え方とかですね、哲学的なことなんで結構なんですけど、次期村長にどのようなメッセージを残していきたいかお聞きしたいと思います。

○村 長 先ほど申し上げたとおりのことが、もっともつとですね、気兼ねなく、軽く、重々しくなく、気安く、自分の思い、感じ方を表明できるような村にもっともつとになっていけばいいなというふうに思います。そういうふうな形でみんなが議論をすれば、みんなの目で物事を考えることができれば、必ず間違いなくすべての問題についてよりよい答えに到達できるというふうに思いますので、まずそういう風土というか、そういう村になればいろんな問題克服していけると思います。ですから、今度の、まずはね、村長選挙でもですね、そういうふうな形で、今2人の方が出ておられますけども、いろんなことが活発に議論をされて、批判もし合いながら、批判によって学び合いな

がら深まっていくというふうなことができればいいなというふうに思います。

自治の問題でいけば、その村内の中でみんなで考えるっていうふうなことが大事であって、村外から何か変な、こう、おもんばかりにはいけないようなものの影響力みたいななくですね、村内だけで自由に議論して物事を考えられるっていうふうなことができて、その結果、またこれからの中川村もそういうふうな村にどんどん変わっていけば、必ずこの村はいい村にもっともっとなっていくんじゃないかなっていうふうな思いをしております。

○8 番 (大原 孝芳) 以上で終わりたいと思います。

12年間、本当にご苦労さまでした。

以上で終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時43分 散会]